

令和 8 年度

大阪市住宅供給公社緊急補修業者募集要領

大阪市住宅供給公社(以下「公社」という。)が管理している市営住宅において、緊急な補修を要するもの、定型的で小規模に補修できるもの及び小規模空家補修工事(以下「緊急補修工事等」という。)を行う緊急補修業者(以下「緊急業者」という。)について募集します。

契約を希望される事業者は、公社ホームページに掲載されている「令和 8 年度 市営住宅緊急補修業者の選定方針について(令和 7 年 9 月 16 日付)」(以下「選定方針」という。)及び本募集要領をご覧のうえお申し込み下さい。

緊急補修工事等とは・・・

市営住宅やその付帯施設等で、日常に発生する住戸若しくは共用部分の故障若しくは破損又は地震若しくは台風等の災害時に発生する被害に対し、緊急的な補修を行う工事及び空家の募集に際し新規入居者の生活に支障のない状態にするための補修を行う工事です。

緊急補修業者とは・・・

緊急補修工事等を実施するに際して、市営住宅入居者との調整を直接行い、迅速かつ適切に経済性も考慮しながら工事等を遂行する能力を有していることが必要です。また、業種によっては、休日及び夜間の緊急的な補修並びに地震、台風、火災等の突発的に発生する災害に対応するために、契約期間中の毎日 24 時間の連絡体制をとる必要があります。

**募集要領の公告及び
申込書の配布期間**

令和 7 年 11 月 17 日(月)～令和 7 年 12 月 19 日(金)
(ただし、土・日曜日及び祝日を除く。)
次の配布場所にて受け取るか、公社ホームページから
ダウンロードしてください。

配布場所

大阪市北区天神橋 6 丁目 4 番 20 号 住まい情報センター 6 階
大阪市住宅供給公社 総務部経理課(契約担当)
TEL:06-6882-7003
公社ホームページアドレス <https://www.osaka-jk.or.jp/>

配布時間

午前 10 時 00 分～午後 5 時 00 分(ただし、正午～午後 1 時を除く)

申込受付期間

令和 7 年 12 月 18 日(木)～令和 7 年 12 月 19 日(金)

受付場所

大阪市北区天神橋 6 丁目 4 番 20 号 住まい情報センター 5 階
入札室

受付時間

午前 10 時 00 分～午後 5 時 00 分(ただし、正午～午後 1 時を除く)
(6 ページの申込受付日時を確認してください。)

1. 募集対象業種

令和7年9月16日付の選定方針に基づき、令和8年度からの緊急業者を全15業種(建築・畳・襖・金属建具・鍵・防水・アスファルト舗装・造園・清掃残材処分・給排水衛生設備・給排水共用施設・排水管清掃等・電気設備・テレビ共聴設備・ガス設備)で募集します。

総合成績評定が高い者から順にブロック選定を行い契約締結とします。管理戸数の減少から「第1契約候補者」であっても業者数の多い業種は契約締結ができないことがあります。

また、次の3業種については合わせて新規公募を行います(下段は公募数を示す)。

清掃残材処分 (1者程度)	テレビ共聴設備 (1者程度)	ガス設備(住戸内) (1者程度)
------------------	-------------------	---------------------

2. 申込資格要件

申込者は、次に掲げる共通要件及び申込希望業種ごとの要件にすべて該当する者であること。

なお、これらの要件を満たしていないことが判明した場合は、その時点で申し込みを無効とします。

(1) 共通要件 ※業種ごとの要件で、一部除外されるものもあります(業種ごとの要件を参照)。

- ① 申し込みをしようとする業者の本店等の営業拠点が大阪市内に所在している。(業種ごとの要件において、大阪市入札参加有資格者名簿への登録が条件となっている業種については、当該営業拠点の所在地が大阪市入札参加有資格者名簿に登録されていること。)
- ② 申し込み時において、大阪市住宅供給公社競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は建設業法第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止処分(大阪市において当該業種の営業ができない場合に限る。)を受けていない。
- ③ 申し込み時において、大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない。
- ④ 緊急補修工事等に係わる工事責任者として、申込者又は申込者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある者を1名配置できる。(資格が必要な場合は、業種ごとの要件による。)
- ⑤ 緊急補修工事等の計画的かつ迅速な対応にあたり、常雇技能者を2名以上配置できる。(④と⑤の兼務は不可。資格が必要な場合は、業種ごとの要件による。)
- ⑥ 平日・休日、昼夜を問わず、2名以上の連絡体制を確保できる。
- ⑦ 緊急業者として、指示された期間内に業務を完了する等、契約期間中は責任を持って契約内容を履行できる。
- ⑧ 災害時又は緊急時に他の緊急業者との協力体制がとれる。
- ⑨ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物の処理体制がとれている。
- ⑩ 建設業退職金共済制度又は中小企業退職金共済制度等に参加している。
- ⑪ 労災保険(労働基準監督署所管)に参加している。
- ⑫ 緊急補修業者としての事故等に対応するため、リスクに応じた必要な保険に参加している。
- ⑬ 公社が定める「大阪市住宅供給公社が管理する住宅等に関わる自然災害発生時の応急対策業務に関する協定」を締結できる。
- ⑭ 地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑮ 申し込みをしようとする者が、次のア～エのいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの1者しか申し込みができない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。

- a 子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。)の関係にある場合。
- b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、aについては、会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- a 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。
- b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合。
- c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。
- ウ 次のいずれかに該当する 2 者の場合。
 - a 組合とその組合員。
 - b 一方の会社等の代表者と、地方の会社等の代表者が夫婦又は親子の関係である場合。
 - c 一方の会社等の代表者と、他方の会社等の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ、本店又は受任者を設けている場合の支店(営業所を含む)の所在地が同一場所である場合。
 - d 一方の会社等の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社等と同一である場合。
 - e 一方の会社等の大阪市又は公社の入札に関わる営業活動を携わる者が、他方の会社等と同一である場合。
- エ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。

(2) 業種ごとの要件

① 建築

- ア 申し込み時において、令和 6・7・8 年度大阪市入札参加有資格者名簿(工事請負)の希望種目に「建築工事」の登録がある又は入札参加資格者審査申請を行っており令和 8 年 2 月 1 日時点で登録がある。
- イ 契約書等により証明できる、過去 5 年間以内に 3 件以上の官公庁等発注の共同住宅(木造及び鉄骨造は除く。)の建築工事施工実績がある。
- ウ 契約書等により証明できる、過去 5 年間以内に 1 件以上の共同住宅(官民間問わず。ただし、木造及び鉄骨造は除く。)の改修又は修繕工事施工実績がある。この実績が官公庁等発注の工事の場合は、上記イの実績を兼ねることができる。
- エ 共通要件の④にある工事責任者は、国土交通大臣認定の 1 級又は 2 級建築施工管理技士の資格を有する者とする。
- オ 共通要件の⑤にある常雇技能者のうち 1 名は、石綿作業主任者技能講習を修了した者又は契約締結までに修了予定である者とする。
- カ 公社が空家補修にかかる事前見積を依頼した場合は、2 週間以内に提出できること。(無償)
- キ 建設業許可【建築工事業】を取得している。

② 畳 ※共通要件の①⑥は除外する。

- ア 申し込みをしようとする業者の本支店等の営業拠点が大阪市又は大阪市に隣接する市(豊中市、吹田市、摂津市、守口市、門真市、大東市、東大阪市、八尾市、松原市、堺市、尼崎市)に所在している。
- イ 申し込み時において、令和 6・7・8 年度大阪市入札参加有資格者名簿(工事請負)の登録種目に「190:内装仕上工事」の登録がある又は入札参加資格者審査申請を行っており令和 8 年 2 月 1 日時点で登録がある。
- ウ 契約書等により証明できる、過去 5 年間以内に 1 件以上の官公庁等発注のたたみ工事施工実績がある。
- エ 公社が空家補修にかかる事前見積を依頼した場合は、2 週間以内に提出できること。(無償)

③ 襖 ※共通要件の①⑥は除外する。

- ア 申し込みをしようとする業者の本支店等の営業拠点が大阪市又は大阪市に隣接する市(豊中市、吹田市、摂津市、守口市、門真市、大東市、東大阪市、八尾市、松原市、堺市、尼崎市)に所在している。
- イ 申し込み時において、令和 6・7・8 年度大阪市入札参加有資格者名簿(工事請負)の登録種目に「250:建具工事」又は「190:内装仕上工事」の登録がある又は入札参加資格者審査申請を

行っており令和 8 年 2 月 1 日時点で登録がある。

ウ 会社が空家補修にかかる事前見積を依頼した場合は、2 週間以内に提出できること。(無償)

④ 金属建具 ※共通要件の①⑥は除外する。

ア 申し込みをしようとする業者の本支店等の営業拠点が大阪市又は大阪府に隣接する市(豊中市、吹田市、摂津市、守口市、門真市、大東市、東大阪市、八尾市、松原市、堺市、尼崎市)に所在している。

イ 申し込み時において、令和 6・7・8 年度大阪市入札参加有資格者名簿(工事請負)の登録種目に「250:建具工事」に登録がある又は入札参加資格者審査申請を行っており令和 8 年 2 月 1 日時点で登録がある。

ウ 会社が空家補修にかかる事前見積を依頼した場合は、2 週間以内に提出できること。(無償)

⑤ 鍵 ※共通要件の①⑥⑨は除外する。

ア 申し込みをしようとする業者の本支店等の営業拠点が大阪市又は大阪府に隣接する市(豊中市、吹田市、摂津市、守口市、門真市、大東市、東大阪市、八尾市、松原市、堺市、尼崎市)に所在している。

イ 申し込み時において、日本ロックセキュリティ協同組合の組合員であるか、又は大阪府錠前技術者防犯協力会若しくは兵庫県錠前技術者防犯協力会の会員である。

⑥ 防水

ア 申し込み時において、令和 6・7・8 年度大阪市入札参加有資格者名簿(工事請負)の希望種目に「防水工事」の登録がある又は入札参加資格者審査申請を行っており令和 8 年 2 月 1 日時点で登録がある。

イ 契約書等により証明できる、過去 5 年間以内に 3 件以上の官公庁等発注の防水工事施工実績がある。

ウ 共通要件の⑤にある常雇技能者のうち 1 名は、石綿作業主任者技能講習を修了した者又は契約締結までに修了予定である者とする。

⑦ アスファルト舗装

ア 申し込み時において、令和 6・7・8 年度大阪市入札参加有資格者名簿(工事請負)の希望種目に「舗装工事」の登録がある又は入札参加資格者審査申請を行っており令和 8 年 2 月 1 日時点で登録がある。

イ 契約書等により証明できる、過去 5 年間以内に 3 件以上の官公庁等発注のアスファルト舗装工事施工実績がある。

ウ 建設業許可【舗装工事業】を取得している。

⑧ 造園

ア 申し込み時において、令和 6・7・8 年度大阪市入札参加有資格者名簿(工事請負)の希望種目に「造園工事」の登録がある又は入札参加資格者審査申請を行っており令和 8 年 2 月 1 日時点で登録がある。

イ 契約書等により証明できる、過去 5 年間以内に 3 件以上の官公庁等発注の造園工事等の施工実績がある。

ウ 共通要件の④にある工事責任者は、国土交通大臣認定の 1 級又は 2 級造園施工管理技士の資格を有する者とする。

⑨ 清掃残材処分 ※共通要件の⑥は除外する。

ア 申し込み時において、令和 7・8・9 年度大阪市入札参加有資格者名簿(業務委託)の登録種目に「01:建物等各種施設管理-01:建物等清掃-04:その他清掃」の登録がある又は入札参加資格者審査申請を行っており令和 8 年 2 月 1 日時点で登録がある。

イ 申し込み時において、大阪府又は大阪市の一般廃棄物及び産業廃棄物収集運搬業許可を受けている。

⑩ 給排水衛生設備

- ア 申し込み時において、令和 6・7・8 年度大阪市入札参加有資格者名簿(工事請負)の希望種目に「給排水衛生冷暖房工事」の登録がある又は入札参加資格者審査申請を行っており令和 8 年 2 月 1 日時点で登録がある。
- イ 契約書等により証明できる、過去 5 年間以内に 3 件以上の官公庁等発注の共同住宅(木造及び鉄骨造は除く。)の給排水衛生設備工事施工実績がある。
- ウ 契約書等により証明できる、過去 5 年間以内に 1 件以上の共同住宅(官民間問わず。ただし、木造及び鉄骨造は除く。)の改修又は修繕工事施工実績がある。この実績が官公庁等発注の工事の場合は、上記イの実績を兼ねることができる。
- エ 共通要件の④にある工事責任者は、厚生労働大臣認定の給水装置工事主任技術者又は国土交通大臣認定の 1 級若しくは 2 級管工事施工管理技士の資格を有する者とする。
- オ 共通要件の⑤にある常雇技能者は、(公財)給水工事技術振興財団の発行する給水装置工事配管技能者(旧大阪市水道局給水工事技能者)又は厚生労働大臣認定の 1 級配管技能士若しくは都道府県知事認定の 2 級配管技能士の資格を有する者とし、そのうち 1 名は、石綿作業主任者技能講習を修了した者又は契約締結までに修了予定である者とする。
- カ 申し込み時において、大阪市水道局指定給水装置工事事業者である。
- キ 公社が空家補修にかかる事前見積を依頼した場合は、2 週間以内に提出できること。(無償)
- ク 建設業許可【管工事業】を取得している。

⑪ 給排水共用施設

- ア 申し込み時において、令和 7・8・9 年度大阪市入札参加有資格者名簿(業務委託)の登録種目に「01:建物等各種施設管理-02:機械設備等保守点検-10:ポンプ設備(道路排水及び小規模プール含む。)」に登録がある又は入札参加資格者審査申請を行っており令和 8 年 2 月 1 日時点で登録がある。
- イ 申し込み時において、令和 6・7・8 年度大阪市入札参加有資格者名簿(工事請負)の希望種目に「給排水衛生冷暖房工事」又は登録種目に「200:機械器具設置工事」の登録がある又は入札参加資格者審査申請を行っており令和 8 年 2 月 1 日時点で登録がある。
- ウ 契約書等により証明できる、過去 5 年間以内に 3 件以上の官公庁等発注の給排水共用施設工事施工実績又は受水槽清掃の施工実績がある。
- エ 共通要件の④にある工事責任者は、厚生労働大臣認定の給水装置工事主任技術者又は国土交通大臣認定の 1 級若しくは 2 級管工事施工管理技士の資格を有する者とする。
- オ 共通要件の⑤にある常雇技能者は、(公財)給水工事技術振興財団の発行する給水装置工事配管技能者(旧大阪市水道局給水工事技能者)又は厚生労働大臣認定の 1 級配管技能士若しくは都道府県知事認定の 2 級配管技能士の資格を有する者及び経済産業省認定の第 2 種電気工事士の資格を有する者をそれぞれ各 1 名以上含むものとし、そのうち 1 名は、石綿作業主任者技能講習を修了した者又は契約締結までに修了予定である者とする。
- カ 申し込み時において、大阪市水道局指定給水装置工事事業者である。
- キ 排水管清掃等と重複して申し込むことができる。

⑫ 排水管清掃等

- ア 申し込み時において、令和 7・8・9 年度大阪市入札参加有資格者名簿(業務委託)の登録種目に「01:建物等各種施設管理-01:建物等清掃-04:その他清掃」の登録がある又は入札参加資格者審査申請を行っており令和 8 年 2 月 1 日時点で登録がある。
- イ 契約書等により証明できる、過去 5 年間以内に 1 件以上の官公庁等発注の排水管清掃等施工実績がある。
- ウ 給排水共用施設と重複して申し込むことができる。

⑬ 電気設備

- ア 申し込み時において、令和 6・7・8 年度大阪市入札参加有資格者名簿(工事請負)の希望種目に「電気工事」の登録がある又は入札参加資格者審査申請を行っており令和 8 年 2 月 1 日時点で登録がある。
- イ 契約書等により証明できる、過去 5 年間以内に 3 件以上の官公庁等発注の共同住宅(木造及

- び鉄骨造は除く。)の電気工事施工実績がある。
- ウ 契約書等により証明できる、過去 5 年間以内に 1 件以上の共同住宅(官民間問わず。ただし、木造及び鉄骨造は除く。)の改修又は修繕工事施工実績がある。この実績が官公庁等発注の工事の場合は、上記イの実績を兼ねることができる。
- エ 共通要件の④にある工事責任者は、経済産業省認定の第 1 種電気工事士又は国土交通大臣認定の 1 級若しくは 2 級電気工事施工管理技士の資格を有する者とする。
- オ 共通要件の⑤にある常雇技能者は、経済産業省認定の第 1 種又は第 2 種電気工事士の資格を有する者とし、そのうち 1 名は、石綿作業主任者技能講習を修了した者又は契約締結までに修了予定である者とする。
- カ 公社が空家補修にかかる事前見積を依頼した場合は、2 週間以内に提出できること。(無償)
- キ 契約ブロックの対象住宅について住警器取替を実施すること。(条件等別途提示予定)
- ク 建設業許可【電気工事業】を取得している。

⑭ テレビ共聴設備 ※共通要件⑥の夜間の連絡体制は除く。

- ア 申し込み時において、令和 6・7・8 年度大阪市入札参加有資格者名簿(工事請負)の登録種目に「220:電気通信工事」の登録がある又は入札参加資格者審査申請を行っており令和 8 年 2 月 1 日時点で登録がある。
- イ 契約書等により証明できる、過去 5 年間以内に 3 件以上の官公庁等発注のテレビ共同視聴設備工事施工実績がある。

⑮ ガス設備

- ア 申し込み時において、令和 6・7・8 年度大阪市入札参加有資格者名簿(工事請負)の希望種目に「05:給排水衛生冷暖房工事」の登録がある又は入札参加資格者審査申請を行っており令和 8 年 2 月 1 日時点で登録がある。
- イ 契約書等により証明できる、過去 5 年間以内に 1 件以上の官公庁等が発注した共同住宅のガス設備工事又は緊急補修工事等としての施工実績がある。
- ウ ねじ切り工法施工店又は組立工法施工店のガス工事資格を有している。
- エ 建設業許可【管工事業】を取得している。

【過去 5 年間以内における官公庁等の実績とは】

- ・ 官公庁等実績とは、官公庁・地方住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構及び大阪市の外郭団体等が発注した工事並びに公営住宅の指定管理者が発注する緊急補修工事等の完了実績を指します。
- ・ 緊急補修工事実績の場合は、1 年間の契約を 1 件として数えます。また、複数年契約の場合は、1 年間の契約期間ごとに 1 件として数えることができます。
- ・ 令和 3 年度から令和 7 年度までの完了実績とします。
- ・ 業種ごとの必要実績件数については、上記の期間内であれば単年度の実績又は連続でない複数年における実績であっても有効とします。
- ・ 件数については、1 つの工事を 1 件とし、工事期間が複数年の期間となっても、工事が完了した年度の実績 1 件として数えます。
- ・ 下請による実績の場合は、元請負契約及び元請業者との下請負契約の両方が証明できること。
- ・ 本店による申し込みの場合は、本店の実績のみを有効とします。
- ・ 支店による申し込みの場合は、当該支店及び本店の実績を有効とし、他支店の実績は無効とします。

3. 募集要領に関する質疑

今回の募集に関する質疑は、次の要領でメールにて受け付けます。

(1) 質疑受付先

大阪市住宅供給公社 住宅管理部

メールアドレス ojk-renrakukai@osaka-jk.or.jp (このアドレスは本件についてのみの宛先とします。)

- (2) 質疑書
質疑については、「質疑書様式」の用紙を使用してください。
- (3) 質疑書の記入
質疑事項は、できるだけ簡潔な文章にまとめて1項目を4行以内とし、項目ごとに番号を付してください。また、用紙が複数枚にわたる場合には、頁番号も必ず記入してください。(例 ○／○ページ等)
- (4) 質疑書受付日時
令和7年11月28日(金) 午前9時00分～午後5時00分
- (5) 質疑の回答
令和7年12月5日(金)に公社ホームページに掲載します。

4. 申込方法

- (1) 申込者は、「大阪市住宅供給公社緊急補修業者申込書」及びその添付書類(以下「申込書等」という。)を提出してください。(選定方針における「第1契約候補者」も申込書等の提出が必要です。)
- (2) 申込書等の提出は、受付場所へ持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。
- (3) 業種ごとに次の受付日時に持参いただくようご協力をお願いします。
[18日(木)午前10～12時] 畳・鍵・防水・清掃残材処分[18日(木)午後2～5時] 建築・金属建具
[19日(金)午前10～12時] アスファルト舗装・排水管清掃等・電気設備・テレビ共同視聴設備
[19日(金)午後2～5時] 襖・造園・給排水衛生設備・給排水共用設備・ガス設備
なお、指定日時に都合がつかない場合は他業種の時間帯に持参いただいても問題ありません。
- (4) 申し込みは1業者につき1業種のみとします。ただし、「排水管清掃等」に限り、重複しての申し込みを可能とします。
- (5) 申込者は単体企業に限ります。
- (6) 第1契約候補者は様式-1～6を提出してください。また、第2契約候補者は様式-1～7を提出してください。
- (7) 申込書等はA4ファイルに綴込み、表紙及び背表紙に企業名及び申込業種を明記してください。また、申込書等は返却しませんのでご了承ください。なお、申込書の作成及び提出にかかる費用は、申込者の負担とします。また申込書等は、申込者に無断で他に使用しません。

選定方針における「第1契約候補者」とは、現在契約中の緊急業者のうち総合成績評定の成績70点以上の者。また「第2契約候補者」とは公募により新たに選定した者をいう。

5. 契約候補者の選定方法

- (1) 選定方針における「第1契約候補者」
- (2) 各要件に関する審査に合格した者は、「第1契約候補者」となります。
- (3) 「第1契約候補者」の中から総合成績評定が高い順にブロック選定を実施し、全てのブロック選定が決定した時点で、選定から外れた者は契約締結ができません。
- (2) 公募による申込者「第2契約候補者」
 - ① 申込資格要件に関する審査に合格した者は、プロポーザル方式による選定を実施します。
プロポーザルによる評価が60点以上の申込者のうち、上位者から公募数までを「第2契約候補者」として決定します(第1契約候補者の申込みが少なかった場合は公募数を上回ることがあります)。
 - ② プロポーザル方式では、次の内容を書面及びヒアリングで評価します。
 - ・ 今回公募する緊急補修業務に類似する会社及び工事責任者の実績を評価します。
 - ・ 緊急補修工事及び空家補修工事を実施するに際しての品質確保、体制整備、住民対応、事故防止対策、個人情報管理などの観点から評価します。なお、書面及びヒアリングの内容については、契約期間中の実施状況を確認させていただくことがあります。
 - ③ ヒアリングは、代表者及び工事責任者の2名を対象に令和7年12月25日(木)に実施予定です。なお、1社のヒアリング時間は30分程度を予定しています。
詳細については、指定のメールアドレスに令和7年12月19日(金)頃に通知します。

6. 緊急業者及び担当ブロックの決定方法

- ① 市営住宅約 9 万戸について、概ね 2,000 戸ごとのブロックに分割し、選定された契約候補者の中から業種ごとに緊急業者を決定します。
- ② 「第 1 契約候補者」の選択できるブロック数は、前回(令和 4 年度)公募時の契約ブロック数を基準とし、別表 1 の最大担当ブロック数を上限とします。なお、総合成績評定の点数が 85 点以上の者は、別表による「最大担当ブロック数」を上限に「最小担当ブロック数」を増やすことができます。
- ③ 「第 2 契約候補者」の選択できるブロック数は、別表 1 による「最小担当ブロック数」とします。(担当業者の決まっていないブロック数が最小担当ブロック数未満の場合はそのブロック数となります。)
- ④ すべての契約候補者のブロック数が決定した後にブロックが残っている場合は、「最大担当ブロック数」を限度に「第 1 契約候補者」の成績順に、1 ブロックずつ配分することとします。一巡した後も残ったブロックがある場合は、「最大担当ブロック数」に関係なく、成績順に「第 1 契約候補者」で残りのすべてのブロックを 1 ブロックずつ配分します。
- ⑤ ブロック選択は、「第 1 契約候補者」、「第 2 契約候補者」の順に行います。
- ⑥ ブロック選択は、原則として、会社の所在するブロックを優先し、住宅管理センターを跨ぐブロック選択はできません。

(ブロック選択の考え方)

①会社の所在するブロックから選択、②所在ブロックが空いていない場合は近いブロックから選択、または過去に実績のあるブロックから選択、③管理センターを跨がないようにブロックを選択、④上記の考え方を原則として、受注者の意向を踏まえ、成績上位者から事務局と調整して決定します。

- ⑦ 「第 1 契約候補者」のブロック選択は、総合成績評定の成績順とします。総合成績評定の成績同一となる者が複数ある場合は業務評価の成績を優先します。業務評価の成績も同一の場合は抽選により選択順を決定します
- ⑧ 「第 2 契約候補者」のブロック選択は、プロポーザルの評価点数の高い順とします。評価点数が同一となる者が複数ある場合は抽選で選択順を決定します。
- ⑨ 契約期間内に緊急業者の入札参加停止措置による欠員が生じた場合、当該ブロックについては、措置期間中、隣接ブロックの同一業種の緊急業者(複数ある場合は原則として前年度の成績評定順に意向確認を行い決定)が暫定的に担当します
なお、緊急業者数が 1 社の業種の場合には、公社が決定した他業種の緊急業者が暫定的に担当します。
- ⑩ 契約期間内に緊急業者が廃業等の理由で契約解除による欠員が生じた場合、当該ブロックについては、隣接ブロックの同一業種の緊急業者(複数ある場合は原則として前年度の成績評定順に意向確認を行い決定)が暫定的に担当します。暫定期間は当該年度の残期間とし、年度更新の残期間がある場合は、原則として単年度ごとに、前年度の成績評定順に意向確認を行い、担当業者を決定します。
なお、緊急業者数が 1 社の業種の場合には、公社が決定した他業種の緊急業者が暫定的に担当します。
- ⑪ 原則、本契約期間(更新期間含む)内は契約時のブロック数を削減できません。
- ⑫ 担当可能なブロック数やブロック選定方法等の詳細は、後日に開催される担当ブロック選定会の開催通知時にお知らせします。
- ⑬ 業種ごとの担当ブロック選定会の開催通知書が送付されたにも関わらず、選定会に欠席した場合は辞退とみなし、契約候補者の資格は無効となります。

7. スケジュール

第 1 契約候補者・第 2 契約候補者申込受付 : 令和 7 年 12 月 18~19 日

第 2 契約候補者プロポーザル : 令和 7 年 12 月 25 日

第 1 契約候補者・第 2 契約候補者申込資格要件審査結果の通知 : 令和 8 年 1 月初旬頃

第 1 契約候補者の担当ブロック選定会 : 令和 8 年 1 月下旬頃

第 2 契約候補者の担当ブロック選定会 : 令和 8 年 2 月中旬頃

全契約候補者対象研修会 : 令和 8 年 3 月 2 日

8. 契約

- (1) 本募集にて選定された緊急業者と、緊急補修業者指定契約（以下「指定契約」という。）を締結します。すべての緊急補修工事等の単価については別途公社が定める契約単価（令和 8 年度単価）により行います。単価の公表日程は、12 月上旬に別途通知します。
- (2) 契約期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとします。なお、公社が行う成績評定結果が一定基準を超えた場合は、年度ごとに指定契約を更新することができます。ただし、更新は最長で令和 13 年 3 月 31 日までとします。
- (3) 担当ブロックが決まった契約候補者は、公社が行う研修（令和 8 年 3 月実施）を必ず受けていただきます。研修の日程等については、別途通知いたします。契約手続については、研修を受けた者に、別途案内します。
- (4) 指定契約を締結するまでの間において、次に該当する場合は契約を締結しないものとします。
 - ① 前記 2. の申込資格要件を喪失した場合。
 - ② 申込書に虚偽の記載があった場合。
 - ③ 上記(3)に記載の研修を受けない等、当該契約の適正な履行がなされないと公社が判断した場合。
- (5) 第 2 契約候補者として選定された緊急業者は、最初の契約から 6 ヶ月間を試用期間とし、試用期間終了後の成績評定結果が不良な場合には、その時点で指定契約を解除します。
- (6) その他契約に必要な事項は、別途「指定契約書」に記載します。

9. 成績評定

- (1) 契約期間中、年度ごとに業務評価（現場の実施状況を評価）と体制評価（緊急業者としての体制を評価）を行います。
- (2) 業務評価と体制評価をあわせたものを、その年度の成績評定とします。
- (3) 契約更新を含めた 5 年間の成績評定の平均を、総合成績評定とします。
- (4) 評価又は評定の結果が不良な場合は、文書による「厳重注意」を行います。また、成績評定結果が不良な場合は、次年度への指定契約の更新ができず、次回募集への申し込みもできません。
- (5) 緊急業者としての業務の遂行が著しく不良（正当な理由なく工事の受注を拒んだ場合を含みます。）であると認められるとき、又は更新を含む契約期間中に「厳重注意」を 2 回受けたときは、契約期間中であっても指定契約を解除します。また、次回募集への申し込みはできません。

10. 各業種における緊急補修工事等の主な内容

● 建築

- ・ 小規模空家補修工事（新規入居者の生活に支障のない状態にする補修工事）
- ・ 空家ベランダ、住棟屋上、電気室・ポンプ室等の付属棟屋上の清掃
- ・ 鳩除けネット設置工事
- ・ 住戸内、共用部床、壁及び天井の補修、塗装及び貼替工事
- ・ 木製建具（襖を除く。）補修工事
- ・ 流し台、ガス台及び吊戸棚補修工事
- ・ 階段手摺及びノンスリップタイル補修工事
- ・ 外壁脱落部補修工事
- ・ 雨水排水管（樋）補修工事
- ・ 屋外埋設雑排水管（会所及び会所蓋とも）補修工事
- ・ 屋外通路（アスファルト部を除く。）陥没、破損等補修工事
- ・ 屋外フェンス、擁壁及びコンクリートブロック塀の補修工事
- ・ 小規模空家補修工事中の鍵管理及び完了時の住戸内養生
- ・ 災害時の緊急対応及び応急復旧工事
- ・ 公園遊具の劣化、破損及び腐蝕等の補修工事、撤去及び取替え
- ・ 異臭、汚損発生時の消臭及び消毒
- ・ 室内での害虫発生時の駆除及び予防
- ・ 入居者が所有権放棄書を提出して残置した浴槽等がある場合は当該浴槽等を撤去

● 畳

- ・ 小規模空家補修工事における畳の取替え及び表替え
- ・ 漏水による汚損等に伴う緊急的な畳の取替え

● 襖

- ・ 小規模空家補修工事における襖の取替え及び貼替え
- ・ 襖の原因による開閉不良補修及び建付調整
- ・ 漏水による汚損等に伴う緊急的な襖の取替え及び貼替え

● 金属建具

- ・ 小規模空家補修工事における金属製建具の取替え及び開閉調整
- ・ 玄関等住戸内の金属製建具の建付調整及び補修
- ・ 住戸内金属製建具付属のクレセントキーの補修及び取替え
- ・ 防火扉等共用部の金属製建具の建付調整及び補修
- ・ 共用部金属製設備ボックス類及び盤類扉の補修
- ・ 住戸内カーテンレールの補修及び取替え
- ・ 金属製集合郵便箱の補修及び取替え

● 錠

- ・ 玄関シリンダー錠の補修及び取替え
- ・ 共用部扉シリンダー錠の補修及び取替え
- ・ 錠無し錠の開錠

● 防水

- ・ 屋上防水不良による雨漏りの調査及び補修
- ・ 外壁からの雨漏りによる調査及び補修
- ・ 共用部防水(庇類、集会所・ポンプ室・塵芥置場等)の不良による雨漏りの調査及び補修
- ・ コンクリート製水槽類の防水不良による調査及び補修
- ・ ベランダ防水不良による階下漏水の調査及び補修
- ・ 浴室防水不良による階下漏水の調査及び補修(浴室周りのベランダを含む。)
- ・ 災害時の緊急対応及び応急復旧工事

● アスファルト舗装

- ・ 住宅内通路(アスファルト部分)の陥没・破損・劣化等の調査及び補修
- ・ 住宅内通路(アスファルト部分)の埋設配管等の補修による掘削跡の復旧
- ・ 災害時の緊急対応及び応急復旧工事

● 造園

- ・ 住宅敷地内高木剪定作業
- ・ 植栽における害虫発生時の駆除作業
- ・ 近隣苦情発生時の緊急的な剪定作業
- ・ 他業種屋外工事に伴う植栽の伐採、移植及び補植
- ・ 樹木剪定によって発生した切枝処分
- ・ 蜂の巣等の除去作業
- ・ 災害時の緊急対応及び応急復旧工事

● 清掃残材処分

- ・ 空家内の残材仕分及び撤去処分

● 給排水衛生設備

- ・ 小規模空家補修工事(新規入居者の生活に支障のない状態にする補修工事)
- ・ 住戸内及び共用部(屋外を含む。)における給排水配管(雨水排水管・受水槽・高置水槽・給排水ポンプ・ポンプ室内配管を除く。)の漏水調査並びに漏水、破損及び不良等補修工事

- ・ 上記配管のバルブ及び止水栓等付属設備補修工事
- ・ 衛生陶器類の据付直し工事
- ・ 便所出流れ及び各給水設備出水不良補修工事
- ・ 洗面器、流し台等のトラップ及び付属部品補修工事
- ・ パイプファン・換気扇・天井換気扇・レンジフードファン・空調換気扇等の換気設備及び換気ダクト補修工事
- ・ 各給水栓不良の補修工事
- ・ 住戸内漏水(階下漏水を含む。)被害部分(天井、床及び壁等)の仮復旧及び養生工事
- ・ 連結送水管設備の補修工事
- ・ 災害時の緊急対応及び応急復旧工事
- ・ 浴槽設置業務に伴う浴槽設置工事(関係書類等含む)

●給排水共用施設

- ・ 受水槽及び高置水槽並びに接続配管の漏水補修工事
- ・ 給排水ポンプ及び接続配管の漏水及び動作不良の補修並びにポンプ類のオーバーホール
- ・ 受水槽及び高置水槽並びに給排水ポンプ周りのバルブ類、逆止弁、電磁弁、定水位調整弁、ボールタップ、電極、各計器類、フレキシブル継手及び防振継手等付属設備の補修工事
- ・ 圧力タンク設備及び接続配管並びにバルブ類等の付属設備の漏水及び作動不良補修工事
- ・ 赤水発生時の原因調査及び対策工事
- ・ 断水及び溢水等の調査並びに補修工事
- ・ 水道局本管断水、にぎり水発生時の対応及び給水バルブ開閉作業
- ・ 受水槽及び高置水槽の水位調整
- ・ 給排水ポンプ故障時の緊急的なポンプ取替工事
- ・ 災害時の緊急対応及び応急復旧工事

●排水管清掃等

- ・ 住棟内専用部(衛生器具及び器具接続管を含む。)及び共用部並びに屋外の排水管(雑排水管、污水管及び樋)詰まり原因調査及び通管清掃
- ・ 屋外会所の清掃

●電気設備

- ・ 小規模空家補修工事(新規入居者の生活に支障のない状態にする補修工事)
- ・ 住戸内及び共用部(屋外を含む。)における電気設備の器具不良、漏電、破損及び取付不良の調査並びに補修工事
- ・ 給排水ポンプ制御盤等リレー関係の補修工事
- ・ 非常照明設備補修工事
- ・ 自動点滅器補修工事
- ・ 自動火災報知設備補修工事
- ・ 避雷設備補修工事
- ・ インターホン設備補修工事
- ・ 引込開閉器盤及び住戸分電盤補修工事
- ・ 住戸内漏水による絶縁不良調査及び補修工事
- ・ 災害時の緊急対応及び応急復旧工事
- ・ 高圧受電設備の調査及び補修工事
- ・ 住宅用火災警報器更新・増設

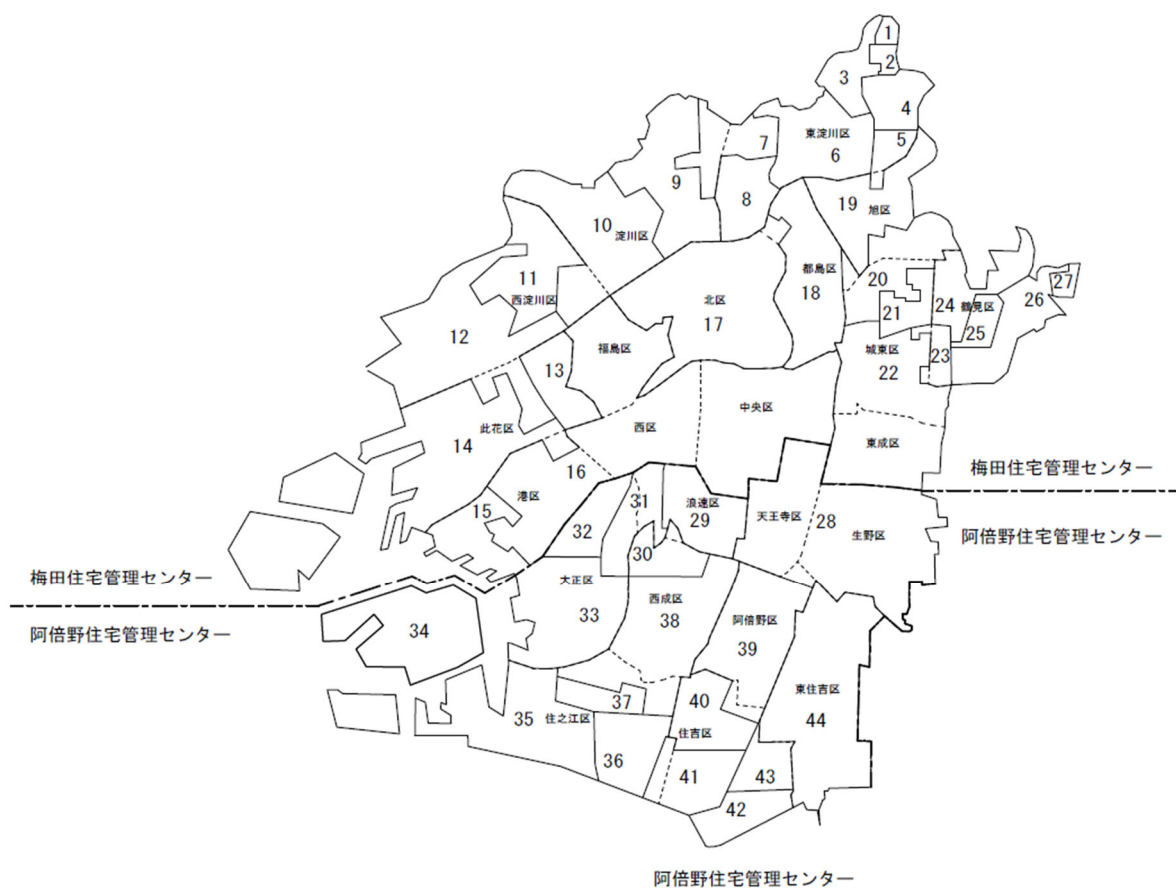
●テレビ共聴設備

- ・ テレビ画像不良の原因調査及び補修工事
- ・ 電波障害対策施設の補修工事
- ・ アンテナ及び配線並びに増幅器及び分配器等付属設備の補修工事

●ガス設備(住戸内)

- ・ 小規模空家補修工事(新規入居者の生活に支障のない状態にする補修工事)
- ・ 給湯器及び元止め湯沸かし器不良の調査並びに補修工事
- ・ ガスコック不良の調査並びに補修工事

イメージ図



別表1 業種ごと最大・最小ブロック数一覧表

業 種	最大担当ブロック数	最小担当ブロック数
建 築	4	1
畳	18	2
襖	28	3
金 属 建 具	28	8
鍵	28	8
防 水	28	3
ア ス フ ァ ル ト 舗 装	28	8
造 園	18	3
清 掃 残 材 処 分	28	8
給 排 水 衛 生 設 備	18	3
給 排 水 共 用 施 設	28	8
排 水 管 清 掃 等	28	8
電 気 設 備	28	3
テ レ ビ 共 聴 設 備	28	8
ガ ス 設 備	28	8

注) 最大担当ブロック数は原則とする。契約業者数が不足した場合や指名停止・廃業の場合は、最大担当ブロック数を超えることができる。

注) 1ブロックは概ね 2,000 戸程度とします。

名称 令和8年度 大阪市住宅供給公社 緊急補修業者等募集要領

質疑番号	質 疑 事 項	回 答

【質疑受付先】

大阪市住宅供給公社 住宅管理部

メールアドレス ojk-renrakukai@osaka-jk.or.jp

【質疑書受付日時】

令和7年11月28日（金） 午前9時00分～午後5時00分

※上記以外は受付しておりませんので、ご注意ください。

ブロック別団地名称

ブロック	行政区	団地名
1	東淀川区	井高野第4・井高野第5・井高野第6
2	東淀川区	井高野・北江口第2
3	東淀川区	井高野第2・井高野第3・南江口・南江口第1・南江口第2・北江口第3・相川
4	東淀川区	小松・小松南・瑞光・瑞光寺・瑞光第2・大桐・南江口第5・北江口・北大桐
5	東淀川区	上新庄・西大道第3・大道南・東淡路・東淡路第2・東淡路第3・南大道第2・豊新・上新庄第1・淡路第1・淡路第2・淡路第3・淡路本町・淡路
6	東淀川区	菅原・菅原第2・菅原第3・豊里・豊里第2
	旭区	城北
7	東淀川区	下新庄・下新庄4丁目・下新庄第2・北陽・北陽第2・西淡路
	淀川区	新三国・東三国
8	東淀川区	山口第2・崇禪寺・東中島・南方・日之出・日之出第4・日之出北・飛鳥・飛鳥西・東中島北
9	淀川区	木川第2・三国南・新高・新高南・西宮原・西三国・西三国第2・西中島・西中島第2・木川西第1・木川西第2・木川第1・木川第3・木川第4・木川第5・木川東第1・木川東第2
10	淀川区	加島・加島第2・加島北・加島中・加島東・加島南第2・加島南第3・加島南第4・三津屋・神崎橋・田川北・野中北
	西淀川区	柏里・柏里第2
11	西淀川区	歌島・歌島第2・歌島北・御幣島・御幣島東・神崎川・佃・佃第2・姫島・姫島第1・姫島第3
12	西淀川区	御幣島西・出来島・出来島第2・大野・大和田第1・大和田第3・中島第2・中島第3・姫里・福第2
	此花区	秀野西・春日出中・春日出中第2・春日出南・梅香
13	此花区	高見・高見第2・西九条・千鳥橋・伝法・木場・木場第1
14	此花区	桜島・春日出・島屋・島屋第2・西島・西島第2・西島東
	港区	波除第2
15	港区	一条通・三先・築港・八幡屋第2・八幡屋第3・八幡屋第4・八幡屋宝町・八幡屋宝町第2・八幡屋宝町第3
16	港区	池島・池島南・田中・波除・八幡屋・八幡屋第1
	中央区	上町
17	北区	扇町・大淀・大淀北・中津・中津第2・中津第3・長柄第2・長柄中・長柄東・長柄東第2・豊崎第1
	都島区	毛馬西・毛馬南
18	都島区	御幸・桜宮・都島西・都島中通・都島南・毛馬・毛馬第2・毛馬東・友洲
19	旭区	橋寺・高殿西・高殿西第2・高殿西第3・高殿西第4・高殿南・高殿北・今市・城北中宮・新生江・生江・赤川西・太子橋・大宮・中宮第2・赤川
20	都島区	内代・内代第2
	旭区	高殿・新森・清水・両国
	城東区	古市・古市第2・古市南・古市北・古市北第2・古市中第3・野江・野江第2・野江北
21	城東区	すみれ・すみれ北・関目・古市東・今福中・今福中第2・今福北・古市南第2・古市南第3
22	城東区	今福南・今福南第2・鳴野・鳴野西・鳴野第2・中浜
	東成区	西今里
23	城東区	今福南第3・放出西・諏訪
	鶴見区	鶴見・放出東
24	鶴見区	茨田大宮西・諸口・諸口南・徳庵・茨田大宮第3・茨田諸口東・中茶屋
25	鶴見区	横堤北・鶴見第2・鶴見北・緑・諸口第2・諸口北
26	鶴見区	茨田諸口西・茨田南・横堤・横堤第1・今津中・今津北・横堤第2
27	鶴見区	茨田大宮第1・茨田大宮第2・茨田大宮・焼野
28	阿倍野区	高松
	生野区	勝山南・生野東・巽・巽伊賀・巽北・田島
	天王寺区	空清・小宮・堂ヶ芝・筆ヶ崎・六万休・勝三第1・勝山第1
29	浪速区	稲荷・塩草・塩草第2・塩草第3・宮津・広田・大国・大国南・日東・日本橋・日本橋西・敷津東・浪速第10
30	浪速区	浪速第7・浪速東第2・浪速東
	西成区	ひらき・ひらき西・出城西・出城第1・出城第2・出城第3・出城通第4・出城通第5・出城東・出城東第2・中開・中開東・長橋第1・長橋第3・長橋第4・長橋第5・長橋第6・長橋通・津守・津守第3・南開第1・北開・北津守・北津守第3
31	大正区	千島
	浪速区	大浪・西栄・浪速第9・にしはま・新浪速第1・新浪速第2・大浪橋・立葉・浪速西第3・浪速第6・浪速第8
32	大正区	泉尾・泉尾第2・泉尾第3・泉尾第4・泉尾第5・泉尾第6・三軒家・千島第2・北村
33	大正区	鶴町・鶴町第2・鶴町第3・鶴町第4・鶴町第5・鶴町第6・鶴町第7・鶴町第8・鶴町第9・小林
34	住之江区	南港中
35	住之江区	南港・新北島・新北島第2・平林南・平林南第2・平林南第3
36	住之江区	御崎・御崎第2・大和川・敷津浦・敷津浦第2
37	住之江区	中加賀屋・柴谷・緑木・緑木第2
38	住之江区	東加賀屋・北加賀屋・北加賀屋第5
	西成区	岸之里・松・松之宮・千本・千本中・中津守・天津橋・南津守・南津守第1・南津守第2・南津守第3・南津守第4・萩之茶屋・萩之茶屋第2・萩之茶屋北
39	阿倍野区	阿倍野第1・阿倍野第2・阿倍野第3・阿倍野第4・三明・松崎第1・松崎第2・帝塚山・北畠・北畠第1・北畠第2
	住吉区	長居・長居1丁目・長居西第2・鶴ヶ丘
40	住吉区	住吉・上住吉・千鉢・大領・大領東・大領北・長居西・南住吉第5・南住吉第6・南住吉第7・南住吉第8・南住吉第9・墨江・万代
41	住之江区	住之江・西住之江
	住吉区	遠里小野・遠里小野第2・我孫子西・山之内北・清水丘・南住吉第1・南住吉第4
42	住吉区	我孫子・我孫子南・苅田・苅田南・山之内・杉本・浅香・浅香西・浅香第2・浅香第3・浅香中・浅香南
43	住吉区	我孫子第2・我孫子第3・我孫子東第6・我孫子東第7・苅田北・長居第2・東長居・東長居第2
44	東住吉区	公園南矢田・長居東・南田辺・矢田・矢田住道西・矢田住道第2・矢田中・矢田部・矢田北・住道矢田

ブロック	行政区	団地名	号館	建設年 度	階数	戸数	付属施設	併存施設 (管理対象外)	ストック総合 活用計画	備考
1	東淀川	井高野第4	1	H28	6	59			継続活用	
1	東淀川	井高野第4	2	H30	14	239			継続活用	
1	東淀川	井高野第5	1	S46	5	50			継続活用	
1	東淀川	井高野第5	2	S46	5	30			継続活用	
1	東淀川	井高野第5	3	S46	5	40			継続活用	
1	東淀川	井高野第5	4	S46	5	30			継続活用	
1	東淀川	井高野第5	5	S46	5	30			継続活用	
1	東淀川	井高野第5	6	S46	5	40			継続活用	
1	東淀川	井高野第5	7	S46	5	20			継続活用	
1	東淀川	井高野第5	8	S46	5	30			継続活用	
1	東淀川	井高野第5	9	S46	5	20			継続活用	
1	東淀川	井高野第5	10	S46	5	30			継続活用	
1	東淀川	井高野第5	11	S46	5	20			継続活用	
1	東淀川	井高野第5	12	S46	5	30			継続活用	
1	東淀川	井高野第5	13	S46	5	30			継続活用	
1	東淀川	井高野第5	14	S46	5	40			継続活用	
1	東淀川	井高野第5	15	S46	5	20			継続活用	
1	東淀川	井高野第5	16	S46	5	30			継続活用	
1	東淀川	井高野第5	17	S46	5	30			継続活用	
1	東淀川	井高野第5	18	S46	5	30			継続活用	
1	東淀川	井高野第5	19	S54	5	20			継続活用	
1	東淀川	井高野第5	20	S54	5	50			継続活用	
1	東淀川	井高野第5	21	S55	4	24			継続活用	
1	東淀川	井高野第6	1	S62	5	30			EV単独設置	旧府営住宅
1	東淀川	井高野第6	2	S62	8	80			継続活用	旧府営住宅
1	東淀川	井高野第6	3	S62	5	30			EV単独設置	旧府営住宅
1	東淀川	井高野第6	4	S63	5	20			EV単独設置	旧府営住宅
1	東淀川	井高野第6	5	S63	5	20			EV単独設置	旧府営住宅
1	東淀川	井高野第6	6	S62	5	30			EV単独設置	旧府営住宅
1	東淀川	井高野第6	7	H01	8	46			継続活用	旧府営住宅
1	東淀川	井高野第6	8	H01	8	48			継続活用	旧府営住宅
1	東淀川	井高野第6	9	S62	8	62			継続活用	旧府営住宅
1	東淀川	井高野第6	10	H01	9	50			継続活用	旧府営住宅
1	東淀川	井高野第6	11	H01	10	60			継続活用	旧府営住宅
1	東淀川	井高野第6	12	H01	10	54			継続活用	旧府営住宅
1	東淀川	井高野第6	13	H02	9	36			継続活用	旧府営住宅
1	東淀川	井高野第6	14	H02	9	35			継続活用	旧府営住宅
1	東淀川	井高野第6	15	H02	10	38			継続活用	旧府営住宅
1	東淀川	井高野第6	16	H02	8	25			継続活用	旧府営住宅
1	東淀川	井高野第6	17	H04	10	44			継続活用	旧府営住宅
1	東淀川	井高野第6	18	H04	10	66			継続活用	旧府営住宅
1	東淀川	井高野第6	19	H05	11	79			継続活用	旧府営住宅
1	東淀川	井高野第6	20	H05	11	99			継続活用	旧府営住宅
1	東淀川	井高野第6	21	H05	10	107			継続活用	旧府営住宅

ブロック	行政区	団地名	号館	建設年 度	階数	戸数	付属施設	併存施設 (管理対象外)	ストック総合 活用計画	備考
2	東淀川	井高野	1	H10	13	75			継続活用	
2	東淀川	井高野	2	S63	14	98			継続活用	
2	東淀川	井高野	3	S63	14	93			継続活用	
2	東淀川	井高野	4	H01	14	81			継続活用	
2	東淀川	井高野	5	H02	4	23			継続活用	
2	東淀川	井高野	6	H02	7	62			継続活用	
2	東淀川	井高野	7	H03	7	64			継続活用	
2	東淀川	井高野	8	H04	4	23			EV単独設置	
2	東淀川	井高野	9	H05	8	32			継続活用	
2	東淀川	北江口第2	1	S58	8	55			継続活用	
2	東淀川	北江口第2	2	S57	11	130			継続活用	
2	東淀川	北江口第2	3	S58	8	87			継続活用	
2	東淀川	北江口第2	4	S60	8	102			継続活用	
2	東淀川	北江口第2	5	S60	8	94			継続活用	
2	東淀川	北江口第2	6	S57	14	126			継続活用	
2	東淀川	北江口第2	7	S57	11	122			継続活用	
2	東淀川	北江口第2	8	S57	11	107			継続活用	
2	東淀川	北江口第2	9	S60	9	53			継続活用	
2	東淀川	北江口第2	10	S60	9	79			継続活用	
2	東淀川	北江口第2	11	S60	11	105			継続活用	
2	東淀川	北江口第2	12	S60	11	105			継続活用	
2	東淀川	北江口第2	13	S62	5	35			EV単独設置	
2	東淀川	北江口第2	14	S62	5	35			継続活用	
2	東淀川	北江口第2	15	S62	5	25			継続活用	
2	東淀川	北江口第2	16	S62	5	40			継続活用	
2	東淀川	北江口第2	17	S62	5	50			継続活用	
2	東淀川	北江口第2	18	S62	5	20			継続活用	
2	東淀川	北江口第2	19	S62	5	30			継続活用	

ブロック	行政区	団地名	号館	建設年 度	階数	戸数	付属施設	併存施設 (管理対象外)	ストック総合 活用計画	備考
3	東淀川	井高野第2	1	S41	5	30			継続活用	
3	東淀川	井高野第2	2	S41	5	30			継続活用	
3	東淀川	井高野第2	3	S41	5	30			継続活用	
3	東淀川	井高野第2	4	S41	5	30			継続活用	
3	東淀川	井高野第2	5	S41	5	30			継続活用	
3	東淀川	井高野第2	6	S41	5	30			継続活用	
3	東淀川	井高野第3	1	S43	5	30			継続活用	
3	東淀川	井高野第3	2	S43	5	30			継続活用	
3	東淀川	井高野第3	3	S43	5	30			継続活用	
3	東淀川	井高野第3	8	S43	5	20			継続活用	
3	東淀川	井高野第3	9	S43	5	30			継続活用	
3	東淀川	南江口	1	S56	11	66			継続活用	旧府営住宅
3	東淀川	南江口	2	S58	11	66			継続活用	旧府営住宅
3	東淀川	南江口	3	S58	5	20			継続活用	旧府営住宅
3	東淀川	南江口	4	S60	5	20			継続活用	旧府営住宅
3	東淀川	南江口	5	S60	5	20			EV単独設置	旧府営住宅
3	東淀川	南江口	6	S60	5	20			継続活用	旧府営住宅
3	東淀川	南江口第1	1	S49	11	124			継続活用	
3	東淀川	南江口第1	2	S49	11	100			継続活用	
3	東淀川	南江口第1	3	S52	11	153			継続活用	
3	東淀川	南江口第1	4	S52	9	63			継続活用	
3	東淀川	南江口第2	1	S53	11	197			継続活用	
3	東淀川	南江口第2	2	S54	11	175			継続活用	
3	東淀川	南江口第2	3	S57	5	30			EV単独設置	
3	東淀川	南江口第2	4	S54	5	30			EV単独設置	
3	東淀川	南江口第2	5	S54	5	30			EV単独設置	
3	東淀川	南江口第2	6	S57	5	30			EV単独設置	
3	東淀川	南江口第2	7	S56	5	30			EV単独設置	
3	東淀川	南江口第2	8	S56	5	40			EV単独設置	
3	東淀川	南江口第2	9	S57	5	30			EV単独設置	
3	東淀川	南江口第2	10	S56	5	30			EV単独設置	
3	東淀川	南江口第2	11	S56	5	30			EV単独設置	
3	東淀川	南江口第2	12	S57	5	40			EV単独設置	
3	東淀川	南江口第2	13	S56	5	40			EV単独設置	
3	東淀川	北江口第3	1	S60	11	106			継続活用	旧府営住宅
3	東淀川	北江口第3	2	S61	5	40			EV単独設置	旧府営住宅
3	東淀川	相川	1	S56	5	30			継続活用	
3	東淀川	相川	2	S56	5	50			継続活用	
3	東淀川	相川	3	S56	5	30			継続活用	

ブロック	行政区	団地名	号館	建設年 度	階数	戸数	付属施設	併存施設 (管理対象外)	ストック総合 活用計画	備考
4	東淀川	小松	1	S48	5	20			継続活用	旧府営住宅
4	東淀川	小松	2	S48	5	30			継続活用	旧府営住宅
4	東淀川	小松	3	S48	5	40			継続活用	旧府営住宅
4	東淀川	小松	4	S48	5	30			継続活用	旧府営住宅
4	東淀川	小松	5	S50	5	30			継続活用	旧府営住宅
4	東淀川	小松	6	S50	5	10			継続活用	旧府営住宅
4	東淀川	小松	7	S50	5	20			継続活用	旧府営住宅
4	東淀川	小松	8	S50	5	20			継続活用	旧府営住宅
4	東淀川	小松南	1	H24	10	100			継続活用	
4	東淀川	瑞光	1	H20	13	89			継続活用	
4	東淀川	瑞光	2	H20	7	109			継続活用	
4	東淀川	瑞光	3	H23	5	84			継続活用	
4	東淀川	瑞光	10	S56	5	20			継続活用	
4	東淀川	瑞光	11	S56	4	8			継続活用	
4	東淀川	瑞光寺	1	S54	7	90			継続活用	
4	東淀川	瑞光第2	1	S54	5	20			継続活用	
4	東淀川	瑞光第2	2	S54	5	20			継続活用	
4	東淀川	瑞光第2	3	S54	5	25			継続活用	
4	東淀川	大桐	1	S56	9	89			継続活用	
4	東淀川	大桐	2	S56	5	20			継続活用	
4	東淀川	大桐	3	S56	9	89			継続活用	
4	東淀川	大桐	4	S59	5	30			継続活用	
4	東淀川	大桐	5	S58	10	114			継続活用	
4	東淀川	大桐	6	S58	9	63			継続活用	
4	東淀川	南江口第5	1	S45	5	20			建替(Ⅱ)	
4	東淀川	南江口第5	2	S45	5	20			建替(Ⅱ)	
4	東淀川	南江口第5	3	S45	5	20			建替(Ⅱ)	
4	東淀川	南江口第5	4	S45	5	40			建替(Ⅱ)	
4	東淀川	南江口第5	5	S45	5	40			建替(Ⅰ)	
4	東淀川	南江口第5	6	S45	5	30			建替(Ⅰ)	
4	東淀川	南江口第5	7	S45	5	40			建替(Ⅰ)	
4	東淀川	南江口第5	8	S45	5	30			建替(Ⅱ)	
4	東淀川	南江口第5	9	S45	5	30			建替(Ⅱ)	
4	東淀川	南江口第5	10	S45	5	30			建替(Ⅱ)	
4	東淀川	北江口	1	H13	14	167			継続活用	
4	東淀川	北大桐	1	S60	8	56			継続活用	
4	東淀川	北大桐	2	S61	5	25			継続活用	
4	東淀川	北大桐	3	S60	9	144			継続活用	
4	東淀川	北大桐	4	S61	5	15			継続活用	

ブロック	行政区	団地名	号館	建設年度	階数	戸数	付属施設	併存施設 (管理対象外)	ストック総合 活用計画	備考
5	東淀川	上新庄	1	S43	5	20			建替(Ⅰ)	
5	東淀川	上新庄	2	S43	5	20			建替(Ⅰ)	
5	東淀川	上新庄	3	S43	5	30			建替(Ⅰ)	
5	東淀川	西大道第3	1	S46	5	30			建替(Ⅱ)	
5	東淀川	西大道第3	2	S46	5	24		保育所	建替(Ⅱ)	
5	東淀川	西大道第3	3	S46	5	30			建替(Ⅱ)	
5	東淀川	西大道第3	4	S46	5	30			建替(Ⅱ)	
5	東淀川	大道南	1	H19	8	55			継続活用	
5	東淀川	大道南	2	H17	13	219			継続活用	
5	東淀川	大道南	3	H19	11	74			継続活用	
5	東淀川	東淡路	1	H26	13	116			継続活用	
5	東淀川	東淡路	2	H26	13	77			継続活用	
5	東淀川	東淡路第2	1	S52	9	125			継続活用	
5	東淀川	東淡路第2	2	S51	9	107			継続活用	
5	東淀川	東淡路第2	3	S51	8	96			継続活用	
5	東淀川	東淡路第2	4	S53	11	98			継続活用	
5	東淀川	東淡路第2	5	S53	11	109			継続活用	
5	東淀川	東淡路第3	1	H12	13	80		区役所出張所他	継続活用	
5	東淀川	南大道第2	1	S59	5	30			EV単独設置	
5	東淀川	南大道第2	2	S59	5	30			EV単独設置	
5	東淀川	南大道第2	3	S59	5	40			EV単独設置	
5	東淀川	南大道第2	4	S59	5	20			EV単独設置	
5	東淀川	上新庄第1	1	R3	6	41			継続活用	
5	東淀川	豊新	1	H16	8	93			継続活用	旧府営住宅
5	東淀川	豊新	2	H16	7	35			継続活用	旧府営住宅
5	東淀川	淡路第1	1	S57	4	24			EV単独設置	
5	東淀川	淡路第1	2	S57	4	24			EV単独設置	
5	東淀川	淡路第2	1	S57	4	12			継続活用	
5	東淀川	淡路第3	1	S57	5	35			継続活用	
5	東淀川	淡路第3	2	S57	5	18			継続活用	
5	東淀川	淡路本町	1	S46	5	20			建替(Ⅱ)	旧府営住宅
5	東淀川	淡路本町	2	S46	5	30			建替(Ⅱ)	旧府営住宅
5	東淀川	淡路本町	3	S46	5	20			建替(Ⅱ)	旧府営住宅
5	東淀川	淡路本町	4	S46	5	20			建替(Ⅱ)	旧府営住宅
5	東淀川	淡路	1	H09	5	20			EV単独設置	旧府営住宅
5	東淀川	淡路	2	S63	5	20			継続活用	旧府営住宅
5	東淀川	淡路	4	H08	5	50			継続活用	旧府営住宅
5	東淀川	淡路	5	H08	4	16			EV単独設置	旧府営住宅
5	東淀川	淡路	6	H02	5	20			継続活用	旧府営住宅

ブロック	行政区	団地名	号館	建設年 度	階数	戸数	付属施設	併存施設 (管理対象外)	ストック総合 活用計画	備考
6	東淀川	菅原	1	S54	5	20			継続活用	
6	東淀川	菅原	2	S54	5	30			継続活用	
6	東淀川	菅原第2	1	S58	5	20			継続活用	
6	東淀川	菅原第2	2	S58	5	40			継続活用	
6	東淀川	菅原第2	3	S58	5	50			継続活用	
6	東淀川	菅原第2	4	S60	5	20			継続活用	
6	東淀川	菅原第3	1	H13	8	39			継続活用	旧府営住宅
6	東淀川	菅原第3	2	H13	8	47			継続活用	旧府営住宅
6	東淀川	菅原第3	3	H13	8	39			継続活用	旧府営住宅
6	東淀川	豊里	1	S56	10	107			継続活用	
6	東淀川	豊里	2	S56	8	103			継続活用	
6	東淀川	豊里	3	S56	9	62			継続活用	
6	東淀川	豊里	4	S58	5	40			EV単独設置	
6	東淀川	豊里	5	S58	5	30			EV単独設置	
6	東淀川	豊里	6	S58	5	40			EV単独設置	
6	東淀川	豊里	7	S58	5	40			EV単独設置	
6	東淀川	豊里	8	S59	5	30			EV単独設置	
6	東淀川	豊里	9	S59	5	30			EV単独設置	
6	東淀川	豊里	10	S58	5	20			EV単独設置	
6	東淀川	豊里	11	S58	5	30			EV単独設置	
6	東淀川	豊里	12	S58	5	30			EV単独設置	
6	東淀川	豊里第2	17	H22	6	99			継続活用	
6	東淀川	豊里第2	18	H24	9	78			継続活用	
6	東淀川	豊里第2	19	H27	7	60			継続活用	
6	旭	城北	1	H17	14	125			継続活用	
6	旭	城北	2	H21	11	40			継続活用	
6	旭	城北	12	S48	7	112			継続活用	
6	旭	城北	13	S49	7	112			継続活用	
6	旭	城北	14	S51	7	98			継続活用	
6	旭	城北	15	S51	7	90		保育所	継続活用	
6	旭	城北	16	S51	14	196			継続活用	

ブロック	行政区	団地名	号館	建設年 度	階数	戸数	付属施設	併存施設 (管理対象外)	ストック総合 活用計画	備考
7	淀川	新三国	1	H20	14	213			継続活用	
7	淀川	新三国	2	H21	14	110			継続活用	
7	淀川	東三国	1	S57	14	168			継続活用	
7	淀川	東三国	2	S57	14	147			継続活用	
7	淀川	東三国	3	S54	14	223			継続活用	
7	東淀川	下新庄	1	S42	5	30			建替(Ⅱ)	
7	東淀川	下新庄	2	S42	5	30			建替(Ⅱ)	
7	東淀川	下新庄	3	S42	5	20			建替(Ⅱ)	
7	東淀川	下新庄	4	S42	5	30			建替(Ⅱ)	
7	東淀川	下新庄	5	S42	5	30			建替(Ⅱ)	
7	東淀川	下新庄	6	S42	5	30			建替(Ⅱ)	
7	東淀川	下新庄4丁目	1	H18	13	142			継続活用	旧府営住宅
7	東淀川	下新庄4丁目	2	H20	10	110			継続活用	旧府営住宅
7	東淀川	下新庄第2	1	S51	5	20			継続活用	旧府営住宅
7	東淀川	下新庄第2	2	S51	5	30			継続活用	旧府営住宅
7	東淀川	下新庄第2	3	S55	5	40			継続活用	旧府営住宅
7	東淀川	北陽	1	S55	11	153			継続活用	
7	東淀川	北陽	2	S55	9	125			継続活用	
7	東淀川	北陽	3	S55	11	143			継続活用	
7	東淀川	北陽第2	1	S58	5	39			継続活用	
7	東淀川	西淡路	1	S61	5	20			継続活用	旧府営住宅
7	東淀川	西淡路	2	S61	5	20			継続活用	旧府営住宅
7	東淀川	西淡路	3	S61	5	26			継続活用	旧府営住宅
7	東淀川	西淡路	4	S61	11	110			継続活用	旧府営住宅

ブロック	行政区	団地名	号館	建設年 度	階数	戸数	付属施設	併存施設 (管理対象外)	ストック総合 活用計画	備考
8	東淀川	崇禅寺	1	S49	5	20			継続活用	旧府営住宅
8	東淀川	崇禅寺	2	S49	5	30			継続活用	旧府営住宅
8	東淀川	崇禅寺	3	S54	5	20			継続活用	旧府営住宅
8	東淀川	崇禅寺	4	S50	5	20			継続活用	旧府営住宅
8	東淀川	崇禅寺	5	S50	5	30			継続活用	旧府営住宅
8	東淀川	崇禅寺	6	S50	5	20			継続活用	旧府営住宅
8	東淀川	崇禅寺	8	S52	3	18			継続活用	旧府営住宅
8	東淀川	崇禅寺	9	S52	3	6			継続活用	旧府営住宅
8	東淀川	崇禅寺	10	S52	3	6			継続活用	旧府営住宅
8	東淀川	崇禅寺	11	S52	5	30			継続活用	旧府営住宅
8	東淀川	崇禅寺	12	S54	5	20			継続活用	旧府営住宅
8	東淀川	崇禅寺	13	S55	4	8			継続活用	旧府営住宅
8	東淀川	崇禅寺	14	S55	4	16			継続活用	旧府営住宅
8	東淀川	崇禅寺	15	S55	3	18			継続活用	旧府営住宅
8	東淀川	東中島	1	H14	3	21			継続活用	旧府営住宅
8	東淀川	東中島	2	H14	3	15			継続活用	旧府営住宅
8	東淀川	南方	1	H29	10	84			継続活用	
8	東淀川	南方	3	S50	9	135			建替(Ⅱ)	
8	東淀川	南方	4	S58	9	83		商業施設	全面的改善	
8	東淀川	南方	5	H08	14	39		商業施設	継続活用	
8	東淀川	日之出	10	S51	14	96			建替(Ⅱ)	
8	東淀川	日之出	11	S60	8	32			継続活用	
8	東淀川	日之出第4	1-2	S63	4	16			継続活用	
8	東淀川	日之出北	1	H17	12	87			継続活用	
8	東淀川	日之出北	2	H20	11	103			継続活用	
8	東淀川	日之出北	3	H26	10	59			継続活用	
8	東淀川	日之出北	4	R2	14	104			継続活用	
8	東淀川	飛鳥	2	H26	5	34			継続活用	
8	東淀川	飛鳥	3	S52	5	40			建替(Ⅱ)	
8	東淀川	飛鳥	4	S59	5	30			全面的改善	
8	東淀川	飛鳥	5	H16	6	29			継続活用	
8	東淀川	飛鳥	1-1	S44	7	104	店舗		建替(Ⅰ)	
8	東淀川	飛鳥	1-2	S44	7	31	作業所		継続活用	東棟
8	東淀川	東中島北	1	R3	10	129			継続活用	
8	東淀川	飛鳥西	1	S46	14	278	店舗	地域集会所	建替(Ⅰ)	
8	東淀川	飛鳥西	2	S56	4	24			全面的改善	

ブロック	行政区	団地名	号館	建設年 度	階数	戸数	付属施設	併存施設 (管理対象外)	ストック総合 活用計画	備考
9	淀川	木川第2	1	H31	14	110			継続活用	
9	淀川	三国南	1	R01	6	82			継続活用	
9	淀川	新高	1	S59	5	30			継続活用	
9	淀川	新高	2	S59	5	20			継続活用	
9	淀川	新高	3	S59	5	20			継続活用	
9	淀川	新高南	1	R2	14	132			継続活用	
9	淀川	西宮原	1	H27	1	137			継続活用	
9	淀川	西三国	1	H23	14	146			継続活用	
9	淀川	西中島	1	S54	12	72			継続活用	
9	淀川	木川西第1	1	S58	5	40			継続活用	
9	淀川	木川西第2	1	S58	5	20			継続活用	
9	淀川	木川第1	1	S42	5	30			建替(Ⅰ)	
9	淀川	木川第1	2	S42	5	30			建替(Ⅰ)	
9	淀川	木川第1	3	S42	5	30			建替(Ⅰ)	
9	淀川	木川第1	4	S42	5	30			建替(Ⅰ)	
9	淀川	木川第1	6	S42	5	30			建替(Ⅰ)	
9	淀川	木川第1	7	S45	11	176			建替(Ⅰ)	
9	淀川	木川第1	8	S46	11	154			建替(Ⅰ)	
9	淀川	木川第3	1	H23	14	162			継続活用	
9	淀川	木川第4	1	S46	11	264			建替(Ⅱ)	
9	淀川	木川第4	2	S46	11	264			建替(Ⅱ)	
9	淀川	木川第4	3	S46	11	80		保育所	建替(Ⅱ)	
9	淀川	木川第5	1	S60	8	96			継続活用	
9	淀川	木川東第1	1	S58	5	30			継続活用	
9	淀川	木川東第2	1	S58	5	30			EV単独設置	
9	淀川	西中島第2	1	R4	14	122			継続活用	旧府営住宅
9	淀川	西中島第2	4	S54	3	6			継続活用	旧府営住宅

ブロック	行政区	団地名	号館	建設年 度	階数	戸数	付属施設	併存施設 (管理対象外)	ストック総合 活用計画	備考
10	西淀川	柏里	1	S40	5	40		保育所	建替(Ⅱ)	
10	西淀川	柏里第2	1	S50	9	54			継続活用	
10	西淀川	柏里第2	2	S52	5	20			継続活用	
10	西淀川	柏里第2	3	S53	5	30			継続活用	
10	西淀川	柏里第2	4	S54	7	56			継続活用	
10	西淀川	柏里第2	5	S56	7	49			継続活用	
10	西淀川	柏里第2	6	S56	9	45			継続活用	
10	西淀川	柏里第2	7	S59	5	49			継続活用	
10	西淀川	柏里第2	8	S62	5	20			継続活用	
10	淀川	加島	8	S46	5	15			継続活用	
10	淀川	加島	10	S58	5	10			継続活用	
10	淀川	加島	11	S61	4	7	店舗		継続活用	
10	淀川	加島	12	H12	3	8	店舗		継続活用	
10	淀川	加島	13	H18	4	16			継続活用	
10	淀川	加島	14	H22	7	50			継続活用	
10	淀川	加島北	1	R01	6	28			継続活用	
10	淀川	加島第2	1	R04	9	52			継続活用	
10	淀川	加島中	2	S51	9	63			建替(Ⅱ)	
10	淀川	加島中	3	H07	13	99			継続活用	
10	淀川	加島東	1	H26	8	126			継続活用	
10	淀川	加島南第2	1	H01	13	91			継続活用	
10	淀川	加島南第2	2	H06	9	125			継続活用	
10	淀川	加島南第2	3	H04	9	134			継続活用	
10	淀川	加島南第3	1	H07	5	65			継続活用	
10	淀川	加島南第3	2	H12	9	62			継続活用	
10	淀川	加島南第4	1	H06	14	137			継続活用	
10	淀川	三津屋	1	S60	4	24			継続活用	
10	淀川	三津屋	2	S60	4	16			継続活用	
10	淀川	三津屋	3	S60	5	36			継続活用	
10	淀川	三津屋	4	S60	4	16			継続活用	
10	淀川	神崎橋	1	H26	11	131			継続活用	
10	淀川	田川北	1	S62	5	35			継続活用	
10	淀川	野中北	1	S55	11	60			継続活用	
10	淀川	野中北	2	S57	5	50			継続活用	
10	淀川	野中北	3	S57	5	30			継続活用	
10	淀川	野中北	4	S59	5	25			継続活用	
10	淀川	野中北	5	S59	5	25			継続活用	
10	淀川	野中北	6	S59	5	30			継続活用	

ブロック	行政区	団地名	号館	建設年 度	階数	戸数	付属施設	併存施設 (管理対象外)	ストック総合 活用計画	備考
11	西淀川	歌島	1	S61	4	20			継続活用	
11	西淀川	歌島	2	S61	5	30			継続活用	
11	西淀川	歌島	3	S61	5	30			継続活用	
11	西淀川	歌島	4	S61	5	30			継続活用	
11	西淀川	歌島	5	S61	5	30			継続活用	
11	西淀川	歌島第2	1	S49	8	57			継続活用	旧府営住宅
11	西淀川	歌島第2	2	S55	8	64			継続活用	旧府営住宅
11	西淀川	歌島第2	3	S61	8	48			継続活用	旧府営住宅
11	西淀川	歌島第2	4	S61	8	48		大阪府公社住宅・店舗	継続活用	旧府営住宅
11	西淀川	歌島第2	5	S58	8	48			継続活用	旧府営住宅
11	西淀川	歌島第2	6	S58	8	32			継続活用	旧府営住宅
11	西淀川	歌島北	1	S62	5	40			継続活用	
11	西淀川	歌島北	2	S62	5	38			継続活用	
11	西淀川	御幣島	1	S52	10	111			継続活用	
11	西淀川	御幣島	2	S52	7	63			継続活用	
11	西淀川	御幣島	3	S56	5	10			継続活用	
11	西淀川	御幣島	4	S56	5	10			継続活用	
11	西淀川	御幣島	5	S55	11	89			継続活用	
11	西淀川	御幣島	6	S55	7	63			継続活用	
11	西淀川	御幣島東	1	S56	11	132			継続活用	
11	西淀川	御幣島東	2	S58	9	91			継続活用	
11	西淀川	神崎川	1	H14	5	34			継続活用	
11	西淀川	神崎川	2	H14	5	30			継続活用	
11	西淀川	佃	1	S42	5	30			継続活用	
11	西淀川	佃	2	S42	5	30			継続活用	
11	西淀川	佃	3	S42	5	30			継続活用	
11	西淀川	佃	4	S44	5	30			継続活用	
11	西淀川	佃	5	S44	5	30			継続活用	
11	西淀川	佃	6	S44	5	60			継続活用	
11	西淀川	佃	7	S44	5	30			継続活用	
11	西淀川	佃	8	S44	5	30			継続活用	
11	西淀川	佃	9	S44	5	30			継続活用	
11	西淀川	佃	10	S44	5	40			継続活用	
11	西淀川	佃	11	S44	5	40			継続活用	
11	西淀川	佃第2	1	H11	11	115			継続活用	リロケーション
11	西淀川	姫島	1	S49	11	122			継続活用	
11	西淀川	姫島第1	1	H14	8	38			継続活用	
11	西淀川	姫島第3	1	H17	11	112			継続活用	旧府営住宅

ブロック	行政区	団地名	号館	建設年 度	階数	戸数	付属施設	併存施設 (管理対象外)	ストック総合 活用計画	備考
12	此花	秀野西	1	S50	11	214		保育所	継続活用	
12	此花	秀野西	2	S48	11	88			継続活用	
12	此花	秀野西	3	S48	11	132			継続活用	
12	此花	秀野西	4	S48	11	88			継続活用	
12	此花	秀野西	5	S49	11	122			継続活用	
12	此花	秀野第3	1	S45	5	0		保育所	建替(Ⅰ)	閉鎖中
12	此花	春日出中	1	H02	5	34			継続活用	
12	此花	春日出中第2	1	H26	8	54			継続活用	
12	此花	春日出南	1	S50	5	20			継続活用	
12	此花	春日出南	2	S50	5	20			継続活用	
12	此花	梅香	1	S54	5	40			継続活用	
12	此花	梅香	2	S55	5	40			継続活用	
12	西淀川	御幣島西	1	S58	5	10			継続活用	
12	西淀川	御幣島西	2	S58	5	30			継続活用	
12	西淀川	出来島	1	S53	6	60			継続活用	
12	西淀川	出来島	2	S53	14	112			継続活用	
12	西淀川	出来島第2	1	H17	10	89			継続活用	旧府営住宅
12	西淀川	出来島第2	2	H17	10	99			継続活用	旧府営住宅
12	西淀川	大野	1	H07	5	40		地域集会所	継続活用	
12	西淀川	大和田第1	1	H17	9	112			継続活用	
12	西淀川	大和田第1	2	H16	11	110			継続活用	
12	西淀川	大和田第3	1	H24	14	208			継続活用	
12	西淀川	大和田第3	6	H07	5	19			継続活用	
12	西淀川	中島第2	1	S54	4	16			継続活用	
12	西淀川	中島第3	1	S56	5	20			EV単独設置	
12	西淀川	姫里	1	H21	5	28			継続活用	
12	西淀川	福第2	1	R2	5	28			継続活用	
12	西淀川	福第2	4	S50	4	18	作業所・店舗		継続活用	

ブロック	行政区	団地名	号館	建設年 度	階数	戸数	付属施設	併存施設 (管理対象外)	ストック総合 活用計画	備考
13	此花	高見	24	S62	10	72			継続活用	
13	此花	高見	25	S59	14	122			継続活用	
13	此花	高見	26	S61	14	186			継続活用	
13	此花	高見	43	S62	5	38			継続活用	
13	此花	高見	44	S62	14	114			継続活用	
13	此花	高見	51	H06	6	94	店舗		継続活用	
13	此花	高見	52	H03	6	66	店舗		継続活用	
13	此花	高見	57	H12	14	160			継続活用	
13	此花	高見	41-1	H02	6	28			継続活用	
13	此花	高見		H05	6	31			継続活用	
13	此花	高見第2	1	H02	5	19			EV単独設置	
13	此花	高見第2	2	H02	3	15			EV単独設置	
13	此花	西九条	1	H04	3	18			継続活用	
13	此花	千鳥橋	1	H26	13	78			継続活用	
13	此花	千鳥橋	1	H22	13	132			継続活用	
13	此花	伝法	1	H25	14	226			継続活用	
13	此花	伝法	2	H28	14	177			継続活用	
13	此花	木場	1	S44	5	30			建替(Ⅰ)	
13	此花	木場	2	S44	5	40			建替(Ⅰ)	
13	此花	木場	3	S44	5	30			建替(Ⅰ)	
13	此花	木場	4	S44	5	50			建替(Ⅰ)	
13	此花	木場	9	S44	5	30			建替(Ⅰ)	
13	此花	木場	10	S44	5	20			継続活用	
13	此花	木場	11	S44	5	40			継続活用	
13	此花	木場	12	S44	5	40			継続活用	
13	此花	木場	13	S44	5	20			継続活用	
13	此花	木場	14	S44	5	20			建替(Ⅰ)	
13	此花	木場	15	S44	5	30			継続活用	
13	此花	木場	16	S44	5	20			建替(Ⅰ)	
13	此花	木場	17	S44	5	40			継続活用	

ブロック	行政区	団地名	号館	建設年 度	階数	戸数	付属施設	併存施設 (管理対象外)	ストック総合 活用計画	備考
14	此花	桜島	1	H17	10	109			継続活用	
14	此花	春日出	1	H04	5	28			継続活用	
14	此花	春日出	2	H04	4	26			継続活用	
14	此花	島屋	1	H13	9	52			継続活用	
14	此花	島屋第2	1	S48	5	20			継続活用	旧府営住宅
14	此花	島屋第2	2	S50	5	30			継続活用	旧府営住宅
14	此花	島屋第2	3	S51	5	10			継続活用	旧府営住宅
14	此花	島屋第2	4	S51	5	10			継続活用	旧府営住宅
14	此花	西島	21	H05	15	216			継続活用	リロケーション
14	此花	西島	22	H08	15	200			継続活用	
14	此花	西島	23	R2	14	143			継続活用	
14	此花	西島第2	1	H13	9	72			継続活用	旧府営住宅
14	此花	西島東	1	H06	13	190			継続活用	
14	此花	西島東	2	H12	14	69			継続活用	
14	港	波除第2	1	S49	7	58			継続活用	
14	港	波除第2	2	S49	11	112			継続活用	
14	港	波除第2	3	S50	7	44			継続活用	
14	港	波除第2	4	S49	11	68			継続活用	
14	港	波除第2	5	S50	14	251			継続活用	
14	港	波除第2	6	S51	14	78		保育所	継続活用	
14	港	波除第2	7	S51	11	77			継続活用	
14	港	波除第2	8	S51	11	99			継続活用	

ブロック	行政区	団地名	号館	建設年 度	階数	戸数	付属施設	併存施設 (管理対象外)	ストック総合 活用計画	備考
15	港	一条通	1	H20	14	104			継続活用	
15	港	三先	1	S46	5	20			建替(Ⅱ)	
15	港	三先	2	S46	5	20			建替(Ⅱ)	
15	港	三先	3	S46	5	20			建替(Ⅱ)	
15	港	三先	4	S46	5	20			建替(Ⅱ)	
15	港	三先	5	S46	5	20			建替(Ⅱ)	
15	港	三先	6	S46	5	20			建替(Ⅰ)	
15	港	三先	7	S46	5	20			建替(Ⅰ)	
15	港	三先	8	S46	5	20			建替(Ⅰ)	
15	港	三先	9	S46	5	20			建替(Ⅰ)	
15	港	三先	10	S47	14	398			継続活用	
15	港	築港	1	S46	5	20			建替(Ⅱ)	
15	港	築港	2	S46	5	30			建替(Ⅱ)	
15	港	築港	3	S46	5	30			建替(Ⅱ)	
15	港	築港	4	S47	5	20			継続活用	
15	港	築港	5	S47	5	30			継続活用	
15	港	築港	6	S47	5	40			継続活用	
15	港	築港	7	S47	5	30			継続活用	
15	港	築港	8	S47	5	24		保育所	継続活用	
15	港	八幡屋第2	1	S47	5	30			継続活用	
15	港	八幡屋第2	2	S47	5	30			継続活用	
15	港	八幡屋第2	3	S47	5	30			継続活用	
15	港	八幡屋第2	4	S47	14	398			継続活用	
15	港	八幡屋第2	5	S49	5	30			継続活用	
15	港	八幡屋第2	6	S49	5	24		保育所	継続活用	
15	港	八幡屋第2	7	S49	5	30			継続活用	
15	港	八幡屋第2	8	S49	5	20			継続活用	
15	港	八幡屋第2	9	S49	5	20			継続活用	
15	港	八幡屋第3	1	S47	5	30			継続活用	
15	港	八幡屋第3	2	S47	5	20			継続活用	
15	港	八幡屋第4	1	S48	5	20			継続活用	
15	港	八幡屋第4	2	S48	5	40			継続活用	
15	港	八幡屋宝町	1	H18	10	107			継続活用	
15	港	八幡屋宝町第2	1	H21	8	69			継続活用	
15	港	八幡屋宝町第3	1	H21	8	87			継続活用	

ブロック	行政区	団地名	号館	建設年 度	階数	戸数	付属施設	併存施設 (管理対象外)	ストック総合 活用計画	備考
16	中央	上町	1	H19	14	139			継続活用	
16	中央	上町	2	H25	14	83			継続活用	
16	港	池島	1	H24	14	233			継続活用	
16	港	池島	2	H27	14	247			継続活用	
16	港	池島	3	H30	10	147			継続活用	
16	港	池島	4	R01	5	28			継続活用	
16	港	池島	5	H30	12	71			継続活用	
16	港	池島	6	H30	14	152			継続活用	
16	港	池島南	1	H14	14	233			継続活用	
16	港	田中	1	S47	5	24		保育所	継続活用	
16	港	田中	2	S47	5	30			継続活用	
16	港	田中	3	S47	5	30			継続活用	
16	港	波除	1	S48	11	198			継続活用	
16	港	八幡屋	1	S45	5	30			建替(Ⅰ)	
16	港	八幡屋	2	S45	5	20			建替(Ⅰ)	
16	港	八幡屋	3	S45	5	20			建替(Ⅰ)	
16	港	八幡屋	4	S45	5	20			建替(Ⅰ)	
16	港	八幡屋	5	S45	5	30			建替(Ⅰ)	
16	港	八幡屋	10	S46	5	30			建替(Ⅰ)	
16	港	八幡屋第1	1	R4	10	106			継続活用	

ブロック	行政区	団地名	号館	建設年 度	階数	戸数	付属施設	併存施設 (管理対象外)	ストック総合 活用計画	備考
17	北	扇町	1	S62	14	125			継続活用	
17	北	大淀	1	S48	14	105			継続活用	旧府営住宅
17	北	大淀北	1	S49	11	134			継続活用	
17	北	中津	1	S45	5	40			建替(I)	
17	北	中津	2	S45	5	50			建替(I)	
17	北	中津	3	S45	5	40			建替(I)	
17	北	中津	4	S45	5	40			建替(I)	
17	北	中津	5	S46	5	30			建替(II)	
17	北	中津	6	S46	5	30			建替(II)	
17	北	中津	7	S46	5	30			建替(II)	
17	北	中津	8	S46	5	40		保育所	建替(II)	
17	北	中津第2	1	S47	5	20			継続活用	
17	北	中津第2	2	S47	5	30			継続活用	
17	北	中津第3	1	H12	7	34			継続活用	旧府営住宅
17	北	長柄第2	1	S51	7	63			継続活用	耐震改修
17	北	長柄中	1	H09	11	126			継続活用	
17	北	長柄中	2	H11	12	60			継続活用	
17	北	長柄東	1	S54	14	190			継続活用	
17	北	長柄東	2	S58	11	116			継続活用	
17	北	長柄東	3	S59	7	78			継続活用	
17	北	長柄東	4	S58	5	20	店舗		継続活用	
17	北	長柄東	5	S58	5	45	店舗		継続活用	
17	北	長柄東	6	S60	11	70			継続活用	
17	北	長柄東第2	1	H06	14	116			継続活用	
17	北	豊崎第1	1	R2	14	143			継続活用	
17	都島	毛馬西	1	S58	5	20			EV単独設置	旧府営住宅
17	都島	毛馬西	2	S57	5	30			EV単独設置	旧府営住宅
17	都島	毛馬西	3	S57	5	20			EV単独設置	旧府営住宅
17	都島	毛馬西	4	S57	5	20			継続活用	旧府営住宅
17	都島	毛馬西	5	S58	5	30			継続活用	旧府営住宅
17	都島	毛馬南	1	H05	6	29			継続活用	

ブロック	行政区	団地名	号館	建設年 度	階数	戸数	付属施設	併存施設 (管理対象外)	ストック総合 活用計画	備考
18	都島	御幸	1	S51	7	84			継続活用	
18	都島	御幸	2	S51	7	98			継続活用	
18	都島	御幸	3	S51	7	49			継続活用	
18	都島	御幸	4	S52	5	20			継続活用	
18	都島	御幸	5	S52	5	30			継続活用	
18	都島	御幸	6	S52	5	30			継続活用	
18	都島	御幸	7	S59	5	19			継続活用	
18	都島	御幸	8	S52	5	30			継続活用	
18	都島	御幸	9	S52	5	30			継続活用	
18	都島	御幸	10	S52	5	20			継続活用	
18	都島	御幸	11	S52	5	20			継続活用	
18	都島	御幸	12	S59	5	10			継続活用	
18	都島	桜宮	1	S49	11	103		福祉施設	継続活用	
18	都島	都島西	1	S51	5	30			継続活用	
18	都島	都島西	2	S51	5	20			継続活用	
18	都島	都島中通	1	H17	10	59			継続活用	
18	都島	都島中通	2	H14	10	57			継続活用	
18	都島	都島南	1	S46	5	20			建替(Ⅱ)	
18	都島	都島南	2	S46	5	20			建替(Ⅱ)	
18	都島	毛馬	1	S49	9	127			継続活用	
18	都島	毛馬	2	S50	9	127			継続活用	
18	都島	毛馬	3	S52	11	196			継続活用	
18	都島	毛馬	6	H10	10	90			継続活用	
18	都島	毛馬	7	H01	5	24			継続活用	
18	都島	毛馬	8	H03	4	15			継続活用	
18	都島	毛馬第2	1	S51	5	20			継続活用	
18	都島	毛馬第2	2	S51	5	30			継続活用	
18	都島	毛馬第2	3	S52	5	20			継続活用	
18	都島	毛馬東	1	S52	4	16			継続活用	旧府営住宅
18	都島	毛馬東	2	S52	4	16			継続活用	旧府営住宅
18	都島	毛馬東	3	S55	5	20			EV単独設置	旧府営住宅
18	都島	毛馬東	4	S55	5	10			EV単独設置	旧府営住宅
18	都島	毛馬東	5	S55	5	40			EV単独設置	旧府営住宅
18	都島	毛馬東	6	S54	5	40			EV単独設置	旧府営住宅
18	都島	毛馬東	7	S54	5	40			EV単独設置	旧府営住宅
18	都島	友渚	1	S53	14	197			継続活用	
18	都島	友渚	2	S53	14	140			継続活用	

ブロック	行政区	団地名	号館	建設年 度	階数	戸数	付属施設	併存施設 (管理対象外)	ストック総合 活用計画	備考
19	旭	橋寺	1	H22	11	130			継続活用	旧府営住宅
19	旭	高殿西	1	S52	9	90			継続活用	
19	旭	高殿西	2	S52	9	90			継続活用	
19	旭	高殿西	3	S52	4	40			継続活用	
19	旭	高殿西	4	S54	5	20			継続活用	
19	旭	高殿西	5	S54	5	30			継続活用	
19	旭	高殿西	6	S54	5	20			継続活用	
19	旭	高殿西	7	S54	5	45			継続活用	
19	旭	高殿西	8	S54	7	90			継続活用	
19	旭	高殿西	9	S56	7	77			継続活用	
19	旭	高殿西第2	1	S54	5	38			継続活用	
19	旭	高殿西第3	1	S56	4	24			継続活用	
19	旭	高殿西第4	1	H28	13	75			継続活用	
19	旭	高殿南	1	S54	5	20			継続活用	
19	旭	高殿南	2	S54	5	25			継続活用	
19	旭	高殿北	1	H04	11	80			継続活用	
19	旭	高殿北	2	H06	14	76			継続活用	
19	旭	今市	1	H22	12	81			継続活用	
19	旭	城北中宮	1	H12	7	57			継続活用	旧府営住宅
19	旭	新生江	1	H23	8	79			継続活用	
19	旭	新生江	2	H26	5	29			継続活用	
19	旭	新生江	3	H30	9	133			継続活用	
19	旭	生江	9	S41	5	59	店舗・作業所		継続活用	
19	旭	生江	12-2	H03	4	12			継続活用	
19	旭	赤川西	1	S53	4	24			継続活用	
19	旭	赤川西	2	S53	4	16			継続活用	
19	旭	赤川西	3	S53	4	16			継続活用	
19	旭	太子橋	1	H14	3	14			継続活用	旧府営住宅
19	旭	大宮	1	H14	14	125			継続活用	
19	旭	中宮第2	1	S47	11	79			建替(Ⅱ)	
19	旭	中宮第2	2	S47	11	90			建替(Ⅱ)	
19	旭	赤川	1	R6	13	92			建替(Ⅱ)	

ブロック	行政区	団地名	号館	建設年 度	階数	戸数	付属施設	併存施設 (管理対象外)	ストック総合 活用計画	備考
20	都島	内代	1	S52	4	16			継続活用	
20	都島	内代第2	1	H10	7	54			継続活用	旧府営住宅
20	旭	高殿	1	S49	7	118			継続活用	
20	旭	高殿	2	S49	7	83			継続活用	
20	旭	高殿	3	S50	5	20			継続活用	
20	旭	高殿	4	S50	5	30			継続活用	
20	旭	高殿	5	S50	5	30			継続活用	
20	旭	新森	1	S53	7	90			継続活用	
20	旭	清水	1	S55	5	50			継続活用	
20	旭	清水	2	S55	5	50			継続活用	
20	旭	清水	3	S55	5	20			継続活用	
20	旭	清水	4	S55	5	30			継続活用	
20	旭	清水	5	S55	4	15			継続活用	
20	旭	両国	1	H22	5	25			継続活用	
20	旭	両国	3	S47	5	9			継続活用	
20	旭	両国	4	S47	5	19			継続活用	
20	旭	両国	5	S63	5	25			継続活用	
20	城東	古市	3	S44	11	80			建替(Ⅱ)	
20	城東	古市	4	S44	11	88			建替(Ⅱ)	
20	城東	古市	5	S44	11	88			建替(Ⅱ)	
20	城東	古市第2	1	S51	9	62			継続活用	
20	城東	古市南	1	S53	9	107			継続活用	
20	城東	古市南	2	S53	7	90			継続活用	
20	城東	古市北	1	S54	6	73			継続活用	
20	城東	古市北第2	1	S56	5	30			継続活用	
20	城東	野江	1	S63	7	83			継続活用	
20	城東	野江	2	H02	5	35			継続活用	
20	城東	野江第2	1	H03	14	52			継続活用	
20	城東	野江第2	2	H03	14	91			継続活用	
20	城東	野江第2	3	H06	5	54			継続活用	
20	城東	野江北	1	H02	5	29			継続活用	
20	城東	古市中第3	1	S46	11	105		保育所	建替(Ⅰ)	

ブロック	行政区	団地名	号館	建設年度	階数	戸数	付属施設	併存施設 (管理対象外)	ストック総合 活用計画	備考
21	城東	すみれ	1	S43	5	20			建替(Ⅱ)	旧府営住宅
21	城東	すみれ	2	S43	5	40			建替(Ⅱ)	旧府営住宅
21	城東	すみれ	3	S44	5	20			建替(Ⅱ)	旧府営住宅
21	城東	すみれ	4	S44	5	50			建替(Ⅱ)	旧府営住宅
21	城東	すみれ	5	S44	5	20			建替(Ⅱ)	旧府営住宅
21	城東	すみれ	6	S45	4	32			建替(Ⅱ)	旧府営住宅
21	城東	すみれ	7	S45	4	24			建替(Ⅱ)	旧府営住宅
21	城東	すみれ	8	S45	5	20			建替(Ⅱ)	旧府営住宅
21	城東	すみれ	9	S45	5	50			建替(Ⅱ)	旧府営住宅
21	城東	すみれ	10	S45	5	20			建替(Ⅱ)	旧府営住宅
21	城東	すみれ	11	S45	4	24			建替(Ⅱ)	旧府営住宅
21	城東	すみれ	12	S45	5	30			建替(Ⅱ)	旧府営住宅
21	城東	すみれ	13	S50	5	10			継続活用	旧府営住宅
21	城東	すみれ北	1	S44	5	30			建替(Ⅱ)	旧府営住宅
21	城東	すみれ北	2	S44	5	40			建替(Ⅱ)	旧府営住宅
21	城東	関目	1	S57	5	60			継続活用	
21	城東	古市東	1	H06	11	82			継続活用	
21	城東	古市東	2	H06	14	78			継続活用	
21	城東	古市東	3	H12	14	149			継続活用	
21	城東	古市東	4	H13	7	107			継続活用	
21	城東	古市東	5	H06	14	80			継続活用	
21	城東	古市東	6	H10	14	106			継続活用	
21	城東	古市東	7	H10	4	63			継続活用	
21	城東	古市東	8	H16	6	41			継続活用	
21	城東	古市東	9	H16	6	35			継続活用	
21	城東	古市東	10	H16	13	103			継続活用	
21	城東	今福中	1	S45	11	154			建替(Ⅰ)	
21	城東	今福中	2	S45	11	154			建替(Ⅰ)	
21	城東	今福中第2	1	S46	4	24			建替(Ⅱ)	旧府営住宅
21	城東	今福中第2	2	S46	5	40			建替(Ⅱ)	旧府営住宅
21	城東	今福中第2	3	S46	5	40			建替(Ⅱ)	旧府営住宅
21	城東	今福中第2	4	S46	5	30			建替(Ⅱ)	旧府営住宅
21	城東	今福中第2	5	S46	5	30			建替(Ⅱ)	旧府営住宅
21	城東	今福北	1	S44	5	30			建替(Ⅱ)	旧府営住宅
21	城東	今福北	2	S44	4	24			建替(Ⅱ)	旧府営住宅
21	城東	今福北	3	S45	4	16			建替(Ⅱ)	旧府営住宅
21	城東	今福北	4	S45	5	30			建替(Ⅱ)	旧府営住宅
21	城東	今福北	5	S45	5	20			建替(Ⅱ)	旧府営住宅
21	城東	今福北	6	S45	5	50			建替(Ⅱ)	旧府営住宅
21	城東	今福北	7	S45	5	20			建替(Ⅱ)	旧府営住宅
21	城東	古市南第2	1	S55	5	20			継続活用	
21	城東	古市南第2	2	S55	8	104			継続活用	
21	城東	古市南第3	1	S56	5	30			継続活用	

ブロック	行政区	団地名	号館	建設年 度	階数	戸数	付属施設	併存施設 (管理対象外)	ストック総合 活用計画	備考
22	城東	今福南	1	S47	11	198			継続活用	
22	城東	今福南	2	S46	11	198			継続活用	
22	城東	今福南	3	S46	11	198			継続活用	
22	城東	今福南	4	S45	11	198			継続活用	
22	城東	今福南第2	1	S52	5	42		保育所	継続活用	
22	城東	今福南第2	2	S52	7	70			継続活用	
22	城東	今福南第2	3	S52	11	142			継続活用	
22	城東	鳴野	1	S49	9	81			継続活用	
22	城東	鳴野	2	S49	9	116			継続活用	
22	城東	鳴野	3	S51	9	100		保育所	継続活用	
22	城東	鳴野	4	S51	9	125			継続活用	
22	城東	鳴野	5	S51	9	80			継続活用	
22	城東	鳴野西	1	S53	5	20			継続活用	
22	城東	鳴野第2	1	S53	8	206			継続活用	
22	城東	鳴野第2	2	S53	7	132			継続活用	
22	城東	中浜	1	S53	5	30			継続活用	
22	東成	西今里	1	H18	14	83			継続活用	

ブロック	行政区	団地名	号館	建設年度	階数	戸数	付属施設	併存施設 (管理対象外)	ストック総合 活用計画	備考
23	城東	今福南第3	1	S46	4	24			建替(Ⅱ)	旧府営住宅
23	城東	今福南第3	2	S46	5	20			建替(Ⅱ)	旧府営住宅
23	城東	今福南第3	3	S46	5	30			建替(Ⅱ)	旧府営住宅
23	城東	今福南第3	4	S46	5	20			建替(Ⅱ)	旧府営住宅
23	城東	今福南第3	5	S46	5	30			建替(Ⅱ)	旧府営住宅
23	城東	今福南第3	6	S47	5	30			継続活用	旧府営住宅
23	城東	今福南第3	7	S47	14	112			継続活用	旧府営住宅
23	城東	今福南第3	8	S47	11	88			継続活用	旧府営住宅
23	城東	今福南第3	9	S62	4	8			継続活用	旧府営住宅
23	城東	今福南第3	10	S62	4	7			継続活用	旧府営住宅
23	城東	今福南第3	11	S62	4	8			継続活用	旧府営住宅
23	城東	放出西	1	S54	5	40			継続活用	
23	城東	放出西	2	S54	5	40			継続活用	
23	城東	放出西	3	S54	5	30			継続活用	
23	城東	放出西	4	S54	5	20			継続活用	
23	城東	放出西	5	S57	10	105			継続活用	
23	城東	放出西	6	S56	11	99			継続活用	
23	城東	放出西	7	S56	4	40			継続活用	
23	城東	放出西	8	S56	5	50			継続活用	
23	鶴見	鶴見	1	S51	9	126			継続活用	
23	鶴見	鶴見	2	S53	9	117			継続活用	
23	鶴見	鶴見	3	S53	7	77			継続活用	
23	鶴見	鶴見	4	S53	7	70			継続活用	
23	鶴見	鶴見	5	S53	5	40			継続活用	
23	鶴見	鶴見	6	S53	5	30			継続活用	
23	鶴見	鶴見	7	S53	5	30			継続活用	
23	鶴見	鶴見	8	S53	11	131			継続活用	
23	鶴見	放出東	1	S55	11	110			継続活用	
23	鶴見	放出東	2	S55	11	88			継続活用	
23	鶴見	放出東	3	S55	9	98			継続活用	
23	鶴見	放出東	4	S54	5	30			継続活用	
23	鶴見	放出東	5	S54	5	30			継続活用	
23	鶴見	放出東	6	S54	5	30			継続活用	
23	鶴見	放出東	7	S54	5	40			継続活用	
23	鶴見	放出東	8	S54	5	40			継続活用	
23	城東	諏訪	1	S48	5	20			継続活用	旧府営住宅
23	城東	諏訪	2	S48	5	40			継続活用	旧府営住宅
23	城東	諏訪	3	S48	5	30			継続活用	旧府営住宅
23	城東	諏訪	4	S48	5	20			継続活用	旧府営住宅

ブロック	行政区	団地名	号館	建設年 度	階数	戸数	付属施設	併存施設 (管理対象外)	ストック総合 活用計画	備考
24	鶴見	茨田大宮西	1	S62	8	104			継続活用	
24	鶴見	諸口	1	S62	5	35			EV単独設置	
24	鶴見	諸口	2	S62	5	35			EV単独設置	
24	鶴見	諸口	3	S62	5	35			EV単独設置	
24	鶴見	諸口	4	S62	5	25			EV単独設置	
24	鶴見	諸口	5	S63	7	69			継続活用	
24	鶴見	諸口	6	S63	7	69			継続活用	
24	鶴見	諸口南	1	H01	14	153			継続活用	
24	鶴見	諸口南	2	H02	9	111			継続活用	
24	鶴見	諸口南	3	H02	14	181			継続活用	
24	鶴見	諸口南	4	H01	14	125			継続活用	
24	鶴見	諸口南	5	H02	5	40			継続活用	
24	鶴見	徳庵	1	S60	5	63			継続活用	
24	鶴見	徳庵	2	S60	5	43			継続活用	
24	鶴見	徳庵	3	S60	5	26			継続活用	
24	鶴見	茨田大宮第3	1	H01	9	89			継続活用	
24	鶴見	茨田大宮第3	2	H01	9	89			継続活用	
24	鶴見	茨田大宮第3	3	H03	10	99			継続活用	
24	鶴見	茨田大宮第3	4	H05	14	113			継続活用	
24	鶴見	茨田大宮第3	5	H05	5	40			継続活用	
24	鶴見	茨田大宮第3	6	H05	5	40			継続活用	
24	鶴見	茨田大宮第3	7	H05	5	35			継続活用	
24	鶴見	茨田大宮第3	8	H03	5	25			継続活用	
24	鶴見	茨田諸口東	1	S54	5	35			EV単独設置	
24	鶴見	中茶屋	1	S58	5	40			EV単独設置	
24	鶴見	中茶屋	2	S58	5	40			継続活用	
24	鶴見	中茶屋	3	S58	5	30			EV単独設置	

ブロック	行政区	団地名	号館	建設年 度	階数	戸数	付属施設	併存施設 (管理対象外)	ストック総合 活用計画	備考
25	鶴見	横堤北	1	H19	14	175			継続活用	
25	鶴見	横堤北	2	H23	14	69			継続活用	
25	鶴見	鶴見第2	1	S55	5	20			継続活用	
25	鶴見	鶴見第2	2	S54	9	63			継続活用	
25	鶴見	鶴見第2	3	S54	8	72			継続活用	
25	鶴見	鶴見第2	4	S54	6	48			継続活用	
25	鶴見	鶴見第2	5	S56	9	100			継続活用	
25	鶴見	鶴見第2	6	S56	8	64			継続活用	
25	鶴見	鶴見北	1	S57	8	72			継続活用	
25	鶴見	鶴見北	2	S60	9	125			継続活用	
25	鶴見	鶴見北	3	S57	9	134			継続活用	
25	鶴見	鶴見北	4	S60	5	45			継続活用	
25	鶴見	鶴見北	5	S58	12	203			継続活用	
25	鶴見	緑	1	S56	5	20			継続活用	
25	鶴見	緑	2	S57	5	35			継続活用	
25	鶴見	緑	3	S56	5	40			継続活用	
25	鶴見	緑	4	S56	5	40			継続活用	
25	鶴見	緑	5	S57	5	20			継続活用	
25	鶴見	緑	6	S57	5	20			継続活用	
25	鶴見	諸口第2	6	S59	9	82			継続活用	旧府営住宅
25	鶴見	諸口北	1	S59	7	90			継続活用	
25	鶴見	諸口北	2	S59	8	111			継続活用	
25	鶴見	諸口北	3	S59	9	119			継続活用	
25	鶴見	諸口北	4	S59	8	103			継続活用	
25	鶴見	諸口北	5	S59	9	72			継続活用	

ブロック	行政区	団地名	号館	建設年 度	階数	戸数	付属施設	併存施設 (管理対象外)	ストック総合 活用計画	備考
26	鶴見	茨田諸口西	1	S54	4	24			EV単独設置	
26	鶴見	茨田諸口西	2	S54	4	24			EV単独設置	
26	鶴見	茨田諸口西	3	S54	8	118			継続活用	
26	鶴見	茨田諸口西	4	S54	5	35			EV単独設置	
26	鶴見	茨田南	1	S60	5	30			継続活用	
26	鶴見	茨田南	2	S60	5	30			継続活用	
26	鶴見	茨田南	3	S60	5	30			継続活用	
26	鶴見	茨田南	4	S59	9	107			継続活用	
26	鶴見	茨田南	5	S59	11	142			継続活用	
26	鶴見	茨田南	6	S60	5	30			継続活用	
26	鶴見	茨田南	7	S60	5	30			継続活用	
26	鶴見	茨田南	8	S63	4	16			継続活用	
26	鶴見	茨田南	9	S63	5	25			継続活用	
26	鶴見	茨田南	10	S62	5	35			継続活用	
26	鶴見	茨田南	11	S62	5	40			継続活用	
26	鶴見	茨田南	12	S61	12	185			継続活用	
26	鶴見	茨田南	13	S60	5	35			EV単独設置	
26	鶴見	横堤	1	S46	4	32			建替(Ⅱ)	旧府営住宅
26	鶴見	横堤	2	S46	4	16			建替(Ⅱ)	旧府営住宅
26	鶴見	横堤	3	S46	4	16			建替(Ⅱ)	旧府営住宅
26	鶴見	横堤	4	S47	5	20			継続活用	旧府営住宅
26	鶴見	横堤	5	S47	5	40			継続活用	旧府営住宅
26	鶴見	横堤第1	1	S56	10	179			継続活用	
26	鶴見	今津中	1	S58	8	127			継続活用	
26	鶴見	今津中	2	S58	7	104			継続活用	
26	鶴見	今津中	3	S58	7	118			継続活用	
26	鶴見	今津北	1	S59	8	119			継続活用	
26	鶴見	今津北	2	S60	5	30			継続活用	
26	鶴見	横堤第2	1	S57	11	112			継続活用	
26	鶴見	横堤第2	2	S57	5	20			継続活用	
26	鶴見	横堤第2	3	S57	5	30			継続活用	
26	鶴見	横堤第2	4	S57	5	40			継続活用	

ブロック	行政区	団地名	号館	建設年 度	階数	戸数	付属施設	併存施設 (管理対象外)	ストック総合 活用計画	備考
27	鶴見	茨田大宮第1	1	H19	13	244			継続活用	
27	鶴見	茨田大宮第1	2	H22	12	81			継続活用	
27	鶴見	茨田大宮第1	3	H27	5	59			継続活用	
27	鶴見	茨田大宮第1	4	R2	10	83			継続活用	
27	鶴見	茨田大宮第2	3	S43	5	40			継続活用	
27	鶴見	茨田大宮第2	5	S43	5	40			継続活用	
27	鶴見	茨田大宮第2	6	S43	5	30			継続活用	
27	鶴見	茨田大宮第2	7	S43	5	40			継続活用	
27	鶴見	茨田大宮第2	13	S44	5	40			継続活用	
27	鶴見	茨田大宮第2	15	S44	5	40			継続活用	
27	鶴見	茨田大宮第2	17	S44	5	40			継続活用	
27	鶴見	茨田大宮第2	19	H02	14	111			継続活用	
27	鶴見	茨田大宮第2	20	H02	11	105			継続活用	
27	鶴見	茨田大宮第2	21	H05	15	157			継続活用	
27	鶴見	茨田大宮第2	22	H10	12	131			継続活用	
27	鶴見	茨田大宮第2	23	H10	5	40			継続活用	
27	鶴見	茨田大宮第2	24	H10	5	30			継続活用	
27	鶴見	茨田大宮第2	25	H27	11	65			継続活用	
27	鶴見	茨田大宮第2	26	R5	9	62			継続活用	
27	鶴見	茨田大宮	16	H09	5	38			継続活用	
27	鶴見	茨田大宮	17	H10	6	47			継続活用	
27	鶴見	茨田大宮	18	H08	9	63			継続活用	
27	鶴見	茨田大宮	19	H08	15	143			継続活用	
27	鶴見	焼野	1	H10	13	148			継続活用	旧府営住宅
27	鶴見	焼野	2	H09	13	91			継続活用	旧府営住宅
27	鶴見	焼野	3	H09	13	90			継続活用	旧府営住宅

ブロック	行政区	住宅名	号館	建設 年度	階数	戸数	付属施設	併存施設 (管理対象外)	ストック総合 活用計画	備考
28	阿倍野	高松	1	R2	14	78			継続活用	
28	阿倍野	高松	2	S48	11	79			継続活用	
28	阿倍野	高松	3	S48	11	180			継続活用	
28	生野	勝山南	1	H11	7	50			継続活用	
28	生野	生野東	1	H15	11	40	店舗		継続活用	
28	生野	生野東	2	H22	5	47			継続活用	
28	生野	生野東	3	R04	5	35			継続活用	
28	生野	生野東	8	H16	7	33			継続活用	
28	生野	生野東	9	H15	9	34			継続活用	
28	生野	生野東	11	H07	6	49	店舗		継続活用	
28	生野	生野東	12	H07	10	76			継続活用	
28	生野	生野東	13	H29	9	80			継続活用	
28	生野	巽	1	S47	11	169		保育所	継続活用	
28	生野	巽伊賀	1	S53	4	24			継続活用	
28	生野	巽伊賀	2	S53	4	24			継続活用	
28	生野	巽伊賀	3	S53	4	24			継続活用	
28	生野	巽伊賀	4	S53	4	16			継続活用	
28	生野	巽北	1	H09	7	24			継続活用	
28	生野	田島	1	S51	11	131			継続活用	
28	天王寺	小宮	1	H21	14	100			継続活用	
28	天王寺	小宮	2	H22	12	82			継続活用	
28	天王寺	空清	1	H11	11	63			継続活用	
28	天王寺	勝三第1	1	H29	14	155			継続活用	
28	天王寺	勝山第1	1	H26	14	106			継続活用	
28	天王寺	堂ヶ芝	11	H07	24	135			継続活用	
28	天王寺	筆ヶ崎	1	H17	15	278			継続活用	旧府営住宅

ブロック	行政区	住宅名	号館	建設 年度	階数	戸数	付属施設	併存施設 (管理対象外)	ストック総合 活用計画	備考
29	浪速	広田	1	H22	10	37			継続活用	
29	浪速	稲荷	1	H06	15	70			継続活用	
29	浪速	塩草	1	H18	14	106			継続活用	
29	浪速	塩草第2	1	S55	9	54			耐震改修	
29	浪速	塩草第3	1	H06	13	50		環境事業局出張所	継続活用	
29	浪速	宮津	1	S46	5	40			継続活用	
29	浪速	宮津	2	S48	5	30			継続活用	
29	浪速	大国	1	S61	12	72			継続活用	
29	浪速	大国	2	H10	12	81			継続活用	
29	浪速	大国南	1	H09	10	40			継続活用	
29	浪速	日東	1	H10	14	117	店舗		継続活用	
29	浪速	日東	2	H14	14	154	作業所		継続活用	
29	浪速	日東	3	H15	14	91	店舗		継続活用	
29	浪速	日本橋	1	S63	12	66	店舗		継続活用	
29	浪速	日本橋	2	H03	14	130	店舗		継続活用	
29	浪速	日本橋	3	H06	14	64	店舗		継続活用	
29	浪速	日本橋	4	H09	14	104	店舗		継続活用	
29	浪速	日本橋	5	H09	14	104	店舗		継続活用	
29	浪速	日本橋西	1	H08	14	104	店舗		継続活用	
29	浪速	敷津東	1	H14	15	260			継続活用	
29	浪速	浪速第10	1	H04	7	30		商業施設	継続活用	
29	浪速	浪速第10	2	H14	11	44			継続活用	
29	浪速	浪速第10	3	H15	11	55			継続活用	

合計

1903

ブロック	行政区	住宅名	号館	建設 年度	階数	戸数	付属施設	併存施設 (管理対象外)	ストック総合 活用計画	備考
30	西成	出城第3	1	H21	4	14			継続活用	
30	西成	ひらき	1	H05	7	34			継続活用	
30	西成	ひらき	2	H07	7	35			継続活用	
30	西成	ひらき	3	H06	6	30	作業所		継続活用	
30	西成	ひらき	4	H07	6	30			継続活用	
30	西成	ひらき西	2	H09	7	56			継続活用	
30	西成	出城西	1	H10	9	54			継続活用	
30	西成	出城西	2	H10	9	62	店舗・作業所		継続活用	
30	西成	出城第1	1	H08	4	32			継続活用	
30	西成	出城第2	1	H09	7	63			継続活用	
30	西成	出城通第4	1	S43	5	15			建替(Ⅱ)	
30	西成	出城通第4	2	S43	5	15			建替(Ⅱ)	
30	西成	出城通第4	3	S43	5	15			建替(Ⅱ)	
30	西成	出城通第5	1	S46	7	56			継続活用	
30	西成	出城通第5	2	S49	4	32			継続活用	
30	西成	出城東	1	S50	4	36			継続活用	
30	西成	出城東	2	S50	4	41			継続活用	
30	西成	出城東第2	1	H17	7	32			継続活用	
30	西成	中開	1	S53	4	28			建替(Ⅱ)	
30	西成	中開東	1	S55	4	28			建替(Ⅱ)	
30	西成	中開東	2	S63	3	12			EV単独設置	
30	西成	長橋第1	1	H14	10	103			継続活用	
30	西成	長橋第3	1	S52	7	76			建替(Ⅰ)	
30	西成	長橋第3	2	S61	4	20			継続活用	
30	西成	長橋第3	3	S61	4	24			継続活用	
30	西成	長橋第4	1	S60	4	36			継続活用	
30	西成	長橋第4	2	S60	3	27			EV単独設置	
30	西成	長橋第5	1	H07	9	89			継続活用	
30	西成	長橋第5	2	H05	9	89			継続活用	
30	西成	長橋第6	1	H16	8	31			継続活用	
30	西成	長橋通	1	H11	3	33			継続活用	
30	西成	津守	1	S45	5	40			建替(Ⅱ)	
30	西成	津守	2	S45	5	35			建替(Ⅱ)	
30	西成	津守	3	S45	5	20			建替(Ⅱ)	
30	西成	津守	4	S45	5	20			建替(Ⅱ)	
30	西成	津守	5	S45	5	20			建替(Ⅱ)	
30	西成	津守	6	S45	5	15			建替(Ⅱ)	
30	西成	津守第3	1	H02	5	40			EV単独設置	
30	西成	南開第1	1	S61	4	16			継続活用	
30	西成	北開	1	H09	6	35			継続活用	
30	西成	北津守	1	H08	4	20			継続活用	
30	西成	北津守	2	H22	5	19			継続活用	
30	西成	北津守第3	2	S63	7	62			継続活用	
30	西成	北津守第3	3	S62	4	32			継続活用	
30	浪速	浪速第7	2	S55	9	116			継続活用	
30	浪速	浪速第7	3	S58	5	37		作業所	継続活用	
30	浪速	浪速東第2	1	H04	9	54	作業所		継続活用	
30	浪速	浪速東第2	2	H06	10	60			継続活用	
30	浪速	浪速東	1	R04	11	64			継続活用	

合計

1953

ブロック	行政区	住宅名	号館	建設 年度	階数	戸数	付属施設	併存施設 (管理対象外)	ストック総合 活用計画	備考
31	大正	千島	1	R04	14	139			継続活用	
31	大正	千島	5	S45	5	32		保育所	建替(Ⅰ)	
31	大正	大浪	1	S48	5	30			継続活用	
31	大正	大浪	2	S48	5	20			継続活用	
31	大正	大浪	3	S48	5	30			継続活用	
31	大正	大浪	4	S49	5	24		保育所	継続活用	
31	大正	大浪	5	S49	5	20			継続活用	
31	浪速	立葉	1	H19	5	17			継続活用	
31	浪速	にしはま	1	H13	8	48			継続活用	
31	浪速	新浪速第1	1	H12	9	84			継続活用	
31	浪速	新浪速第1	2	H13	7	35			継続活用	
31	浪速	新浪速第1	3	H11	8	80			継続活用	
31	浪速	新浪速第2	1	H16	14	75			継続活用	
31	浪速	新浪速第2	2	H17	13	69			継続活用	
31	浪速	新浪速第2	3	H18	13	69			継続活用	
31	浪速	西栄	1	H07	8	80			継続活用	
31	浪速	西栄	2	H10	10	40			継続活用	
31	浪速	西栄	3	H13	7	35			継続活用	
31	浪速	大浪橋	1	S50	11	110			継続活用	
31	浪速	大浪橋	2	S52	6	36	作業所		継続活用	
31	浪速	大浪橋	3	S52	8	79	店舗		継続活用	
31	浪速	浪速西第3	1	S60	6	41			継続活用	
31	浪速	浪速西第3	2	H04	6	30			継続活用	
31	浪速	浪速第6	1	S50	12	142		商業施設	継続活用	
31	浪速	浪速第6	2	H09	11	88			継続活用	
31	浪速	浪速第8	1	S52	6	60			継続活用	
31	浪速	浪速第8	2	S60	7	63			継続活用	
31	浪速	浪速第9	1	S53	7	91	作業所		継続活用	
31	浪速	浪速第9	2	H01	7	70	店舗		継続活用	
31	浪速	浪速第9	3	S63	6	59			継続活用	

合計

1796

ブロック	行政区	住宅名	号館	建設 年度	階数	戸数	付属施設	併存施設 (管理対象外)	ストック総合 活用計画	備考
32	大正	三軒家	1	S47	5	30			継続活用	
32	大正	三軒家	3	S47	5	30			継続活用	
32	大正	三軒家	4	S47	5	30			継続活用	
32	大正	三軒家	5	S47	5	20			継続活用	
32	大正	三軒家	6	S47	5	20			継続活用	
32	大正	三軒家	7	S49	11	68			耐震改修	
32	大正	三軒家	8	S49	11	80		保育所	建替(Ⅰ)	貸付停止
32	大正	三軒家	9	S49	11	66			耐震改修	
32	大正	千島第2	1	S46	5	30			建替(Ⅱ)	
32	大正	千島第2	2	S46	5	30			建替(Ⅱ)	
32	大正	千島第2	3	S46	5	30			建替(Ⅱ)	
32	大正	千島第2	4	S46	5	30			建替(Ⅱ)	
32	大正	千島第2	5	S46	5	30			建替(Ⅱ)	
32	大正	千島第2	6	S46	5	30			建替(Ⅱ)	
32	大正	千島第2	7	S46	5	30			建替(Ⅱ)	
32	大正	千島第2	8	S46	5	30			建替(Ⅱ)	
32	大正	泉尾	1	S47	5	30			継続活用	
32	大正	泉尾	2	S47	5	30			継続活用	
32	大正	泉尾	3	S47	5	10			継続活用	
32	大正	泉尾第2	1	S46	11	176			建替(Ⅱ)	
32	大正	泉尾第2	2	S46	11	167		保育所	建替(Ⅱ)	
32	大正	泉尾第3	1	S46	11	220			継続活用	
32	大正	泉尾第4	1	S45	11	174	店舗		建替(Ⅱ)	
32	大正	泉尾第4	3	S46	11	154			建替(Ⅱ)	
32	大正	泉尾第4	4	S51	11	77			継続活用	
32	大正	泉尾第4	5	R1	14	138			継続活用	
32	大正	泉尾第5	1	S57	14	167			継続活用	
32	大正	泉尾第6	1	S58	5	25			EV単独設置	
32	大正	北村	1	S54	10	70			継続活用	

合計

2022

ブロック	行政区	住宅名	号館	建設 年度	階数	戸数	付属施設	併存施設 (管理対象外)	ストック総合 活用計画	備考
33	大正	小林	1	S49	9	90			継続活用	
33	大正	小林	2	S49	9	99			継続活用	
33	大正	小林	3	S52	9	98			継続活用	
33	大正	小林	4	S52	7	90			継続活用	
33	大正	小林	5	S52	7	42		保育所	継続活用	
33	大正	鶴町	1	H28	14	278			継続活用	
33	大正	鶴町	2	H28	14	181			継続活用	
33	大正	鶴町	3	R2	14	111			継続活用	
33	大正	鶴町第2	1	R2	8	126			継続活用	
33	大正	鶴町第3	1	S49	7	104		保育所	継続活用	
33	大正	鶴町第3	2	S49	7	112			継続活用	
33	大正	鶴町第4	1	H29	6	101			継続活用	
33	大正	鶴町第5	3	S44	5	40			建替(Ⅱ)	
33	大正	鶴町第5	4	S44	5	30			建替(Ⅱ)	
33	大正	鶴町第5	5	S44	5	30			建替(Ⅱ)	
33	大正	鶴町第5	6	S44	5	40			建替(Ⅱ)	
33	大正	鶴町第5	7	S44	5	30			建替(Ⅱ)	
33	大正	鶴町第5	8	S44	5	30			建替(Ⅱ)	
33	大正	鶴町第6	1	R03	14	95			継続活用	
33	大正	鶴町第6	7	S47	11	143			建替(Ⅱ)	
33	大正	鶴町第7	1	S45	5	20			建替(Ⅱ)	
33	大正	鶴町第7	2	S45	5	20			建替(Ⅱ)	
33	大正	鶴町第7	3	S45	5	20			建替(Ⅱ)	
33	大正	鶴町第8	1	S59	7	111			継続活用	
33	大正	鶴町第9	1	H22	14	125			継続活用	

合計

2166

ブロック	行政区	住宅名	号館	建設 年度	階数	戸数	付属施設	併存施設 (管理対象外)	ストック総合 活用計画	備考
34	住之江	南港中	21	S51	14	387			継続活用	
34	住之江	南港中	22	S50	14	276			継続活用	
34	住之江	南港中	31	S51	12	285			継続活用	
34	住之江	南港中	32	S50	14	276			継続活用	
34	住之江	南港中	41	S52	14	216			継続活用	
34	住之江	南港中	42	S52	14	164			継続活用	
34	住之江	南港中	43	S52	14	164			継続活用	
34	住之江	南港中	44	S53	14	162			継続活用	
34	住之江	南港中	45	S52	14	164			継続活用	

合計

2094

ブロック	行政区	住宅名	号館	建設 年度	階数	戸数	付属施設	併存施設 (管理対象外)	ストック総合 活用計画	備考
35	住之江	新北島	1	S48	14	330		保育所	継続活用	
35	住之江	新北島	2	S48	14	283			継続活用	
35	住之江	新北島	3	S48	14	255			継続活用	
35	住之江	新北島	4	S48	14	255			継続活用	
35	住之江	新北島第2	1	S55	9	72			継続活用	
35	住之江	南港	1	S47	14	390			継続活用	
35	住之江	平林南	1	S49	11	134			継続活用	
35	住之江	平林南	2	S49	11	79			継続活用	
35	住之江	平林南第2	1	S55	11	98			継続活用	
35	住之江	平林南第2	2	S55	10	70			継続活用	
35	住之江	平林南第3	1	S59	11	103			継続活用	

合計

2069

ブロック	行政区	住宅名	号館	建設 年度	階数	戸数	付属施設	併存施設 (管理対象外)	ストック総合 活用計画	備考
36	住之江	御崎	1	H14	13	63			継続活用	
36	住之江	御崎	4	S50	9	56			継続活用	
36	住之江	御崎	5	S52	9	107			継続活用	
36	住之江	御崎	6	S53	7	75			継続活用	
36	住之江	御崎	7	S55	8	53			継続活用	
36	住之江	御崎	8	S55	7	49			継続活用	
36	住之江	御崎	9	S55	9	81			継続活用	
36	住之江	御崎	10	S51	9	90			継続活用	
36	住之江	御崎	11	S53	8	87			継続活用	
36	住之江	御崎	12	S55	7	76			継続活用	
36	住之江	御崎	13	S55	7	42			継続活用	
36	住之江	御崎第2	1	S55	8	56			継続活用	
36	住之江	大和川	1	S48	5	20			継続活用	
36	住之江	大和川	2	S48	5	30			継続活用	
36	住之江	大和川	3	S54	4	16			継続活用	
36	住之江	大和川	4	S55	4	24			継続活用	
36	住之江	大和川	5	S49	5	50			継続活用	
36	住之江	大和川	6	S49	5	50			継続活用	
36	住之江	大和川	7	S51	5	50			継続活用	
36	住之江	大和川	8	S51	5	40			継続活用	
36	住之江	大和川	9	S52	5	40			継続活用	
36	住之江	大和川	10	S52	5	30			継続活用	
36	住之江	大和川	11	S52	5	30			継続活用	
36	住之江	大和川	12	S52	5	30			継続活用	
36	住之江	大和川	13	S51	5	30			継続活用	
36	住之江	大和川	14	S51	5	40			継続活用	
36	住之江	大和川	15	S51	5	50			継続活用	
36	住之江	大和川	16	S52	5	30			継続活用	
36	住之江	大和川	17	S52	5	30			継続活用	
36	住之江	大和川	18	S52	5	40			継続活用	
36	住之江	大和川	19	S52	5	40			継続活用	
36	住之江	大和川	20	S52	5	40			継続活用	
36	住之江	大和川	21	S52	5	40			継続活用	
36	住之江	大和川	22	S54	5	50			継続活用	
36	住之江	大和川	23	S54	5	20			継続活用	
36	住之江	大和川	24	S54	5	60			継続活用	
36	住之江	敷津浦	1	H13	14	153			継続活用	
36	住之江	敷津浦第2	1	H20	14	96			継続活用	

合計

1964

ブロック	行政区	住宅名	号館	建設 年度	階数	戸数	付属施設	併存施設 (管理対象外)	ストック総合 活用計画	備考
37	住之江	柴谷	1	H12	14	223			継続活用	旧府営住宅
37	住之江	柴谷	2	H13	6	30			継続活用	旧府営住宅
37	住之江	柴谷	3	H15	14	193			継続活用	旧府営住宅
37	住之江	中加賀屋	1	S55	14	195			継続活用	
37	住之江	中加賀屋	2	S55	8	72			継続活用	
37	住之江	中加賀屋	3	S55	8	72			継続活用	
37	住之江	中加賀屋	4	S58	5	60			継続活用	
37	住之江	中加賀屋	5	S58	5	50			継続活用	
37	住之江	中加賀屋	6	S58	4	39			継続活用	
37	住之江	中加賀屋	7	S57	5	50			継続活用	
37	住之江	中加賀屋	8	S59	10	200			継続活用	
37	住之江	中加賀屋	9	S58	8	56			継続活用	
37	住之江	中加賀屋	10	S58	13	117			継続活用	
37	住之江	中加賀屋	11	S61	11	108			継続活用	
37	住之江	中加賀屋	12	S58	12	131			継続活用	
37	住之江	中加賀屋	13	S58	5	30			継続活用	
37	住之江	緑木	1	S47	11	113			継続活用	
37	住之江	緑木	2	S47	11	178			継続活用	
37	住之江	緑木第2	1	S47	11	66			継続活用	
合計					1983					

ブロック	行政区	住宅名	号館	建設 年度	階数	戸数	付属施設	併存施設 (管理対象外)	ストック総合 活用計画	備考
38	住之江	東加賀屋	1	S50	8	143			継続活用	
38	住之江	東加賀屋	2	S52	8	111			継続活用	
38	住之江	東加賀屋	3	S53	8	88			継続活用	
38	住之江	東加賀屋	4	S53	8	56			継続活用	
38	住之江	北加賀屋	1	H04	6	22			継続活用	
38	住之江	北加賀屋第5	1	S50	11	134			継続活用	
38	住之江	北加賀屋第5	2	S53	4	24			継続活用	
38	西成	岸之里	1	S55	5	30			EV単独設置	
38	西成	岸之里	2	S55	4	8			継続活用	
38	西成	岸之里	3	S59	5	10			継続活用	
38	西成	松	1	H20	10	64			継続活用	旧府営住宅
38	西成	松之宮	1	S55	4	23			建替(Ⅱ)	
38	西成	松之宮	2	S55	4	16			建替(Ⅱ)	
38	西成	松之宮	3	H14	8	31			継続活用	
38	西成	松之宮	4	H21	5	14			継続活用	
38	西成	千本	1	S63	3	24			EV単独設置	
38	西成	千本	2	S63	3	24			継続活用	
38	西成	千本中	1	S50	4	16			継続活用	
38	西成	千本中	2	S50	5	30			継続活用	
38	西成	千本中	3	S51	5	30			継続活用	
38	西成	千本中	4	S51	5	20			継続活用	
38	西成	千本中	5	S51	5	20			継続活用	
38	西成	中津守	1	S56	11	100			継続活用	
38	西成	中津守	2	S56	11	77			継続活用	
38	西成	天津橋	1	H29	10	58			継続活用	
38	西成	南津守	1	S62	4	16			EV単独設置	
38	西成	南津守	2	S61	4	24			EV単独設置	
38	西成	南津守第1	1	S49	11	106			継続活用	
38	西成	南津守第1	2	S50	11	88			継続活用	
38	西成	南津守第2	1	H06	15	149			継続活用	
38	西成	南津守第2	2	H06	12	58			継続活用	
38	西成	南津守第3	1	H11	10	70			継続活用	
38	西成	南津守第3	2	H10	6	29			継続活用	
38	西成	南津守第4	1	H10	14	125			継続活用	
38	西成	南津守第4	2	H11	5	30			継続活用	
38	西成	南津守第4	3	H10	14	97			継続活用	
38	西成	萩之茶屋	1	S44	13	0		職業安定所他	建替(Ⅰ)	閉鎖中
38	西成	萩之茶屋第2	1	S50	7	0	店舗		建替(Ⅰ)	閉鎖中
38	西成	萩之茶屋北	1	H28	14	104			継続活用	
38	西成	萩之茶屋北	2	R2	14	65			継続活用	
合計					2134					

ブロック	行政区	住宅名	号館	建設 年度	階数	戸数	付属施設	併存施設 (管理対象外)	ストック総合 活用計画	備考
39	阿倍野	阿倍野第1	1	S53	14	157			継続活用	
39	阿倍野	阿倍野第2	0	S60	14	96		店舗他	継続活用	
39	阿倍野	阿倍野第2	2	S63	14	78		作業所他	継続活用	
39	阿倍野	阿倍野第3	1	H03	14	96			継続活用	
39	阿倍野	阿倍野第4	1	H05	14	130			継続活用	
39	阿倍野	三明	1	H06	13	43		福祉施設	継続活用	
39	阿倍野	松崎第1	1	H08	13	179			継続活用	
39	阿倍野	松崎第2	1	H03	15	129			継続活用	
39	阿倍野	松崎第2	2	H03	15	100			継続活用	
39	阿倍野	帝塚山	1	H17	5	55			継続活用	旧府営住宅
39	阿倍野	北畠	1	H18	5	65			継続活用	旧府営住宅
39	阿倍野	北畠第1	1	H07	3	20			継続活用	
39	阿倍野	北畠第1	2	H07	3	18			EV単独設置	
39	阿倍野	北畠第2	1	H07	3	12			EV単独設置	
39	阿倍野	北畠第2	2	H07	3	12			EV単独設置	
39	住吉	長居	1	S58	11	131			継続活用	
39	住吉	長居1丁目	1	H10	11	108			継続活用	旧府営住宅
39	住吉	鶴ヶ丘	1	S54	5	50			EV単独設置	旧府営住宅
39	住吉	鶴ヶ丘	2	S54	5	30			EV単独設置	旧府営住宅
39	住吉	鶴ヶ丘	3	S54	5	30			EV単独設置	旧府営住宅
39	住吉	鶴ヶ丘	4	S56	5	40			EV単独設置	旧府営住宅
39	住吉	鶴ヶ丘	5	S56	5	40			EV単独設置	旧府営住宅
39	住吉	鶴ヶ丘	6	S56	5	30			EV単独設置	旧府営住宅
39	住吉	鶴ヶ丘	7	S57	5	30			EV単独設置	旧府営住宅
39	住吉	鶴ヶ丘	8	S57	5	30			EV単独設置	旧府営住宅
39	住吉	鶴ヶ丘	9	S57	5	30			継続活用	旧府営住宅
39	住吉	鶴ヶ丘	10	S57	5	30			継続活用	旧府営住宅
39	住吉	鶴ヶ丘	11	S60	3	18			EV単独設置	旧府営住宅
39	住吉	長居西第2	1	H16	6	36			継続活用	旧府営住宅
39	住吉	長居西第2	2	H16	6	48			継続活用	旧府営住宅
39	住吉	長居西第2	3	H19	8	64			継続活用	旧府営住宅
39	住吉	長居西第2	4	H20	8	80			継続活用	旧府営住宅

合計

2015

ブロック	行政区	住宅名	号館	建設 年度	階数	戸数	付属施設	併存施設 (管理対象外)	ストック総合 活用計画	備考
40	住吉	住吉	1	H18	4	23			継続活用	
40	住吉	住吉	2	S56	4	8			継続活用	
40	住吉	住吉	3	H28	5	18			継続活用	
40	住吉	住吉	4	S60	7	14		商業施設	継続活用	南棟
40	住吉	住吉	6	S48	7	70			継続活用	
40	住吉	住吉	7	S49	7	70			継続活用	
40	住吉	住吉	8	S57	3	12		作業所・店舗	EV単独設置	
40	住吉	住吉	9	S54	3	14		福祉施設他	継続活用	
40	住吉	住吉	10	S50	3	18			継続活用	
40	住吉	住吉	11	S54	3	21			継続活用	
40	住吉	住吉	12	S59	3	18			EV単独設置	
40	住吉	住吉	13	S56	3	18			EV単独設置	
40	住吉	住吉	14	S52	3	24			継続活用	
40	住吉	住吉	15	S51	3	24			継続活用	
40	住吉	住吉	16	S54	3	24			継続活用	
40	住吉	住吉	17	H03	8	58			継続活用	
40	住吉	上住吉	1	S52	3	21			継続活用	
40	住吉	上住吉	2	S52	3	39			継続活用	
40	住吉	上住吉	3	S54	7	30			継続活用	
40	住吉	千鉢	1	H04	6	77			継続活用	
40	住吉	大領	2	S61	5	25			継続活用	
40	住吉	大領東	1	S61	5	20			継続活用	
40	住吉	大領東	2	S61	5	20			継続活用	
40	住吉	大領東	3	S61	4	28			EV単独設置	
40	住吉	大領北	1	S61	5	30			継続活用	
40	住吉	大領北	2	S61	5	20			継続活用	
40	住吉	長居西	1	S61	5	30			継続活用	
40	住吉	長居西	2	S61	5	20			継続活用	
40	住吉	長居西	3	S61	5	30			継続活用	
40	住吉	南住吉第5	1	H02	7	82			継続活用	
40	住吉	南住吉第5	2	H04	7	40			継続活用	
40	住吉	南住吉第5	3	H04	14	66			継続活用	
40	住吉	南住吉第5	4	H04	7	40			継続活用	
40	住吉	南住吉第5	5	H08	7	79			継続活用	
40	住吉	南住吉第6	1	H11	6	24			継続活用	
40	住吉	南住吉第7	1	S55	11	92			継続活用	
40	住吉	南住吉第7	2	S61	5	30			EV単独設置	
40	住吉	南住吉第8	1	S57	10	140			継続活用	
40	住吉	南住吉第8	2	S58	5	20			継続活用	
40	住吉	南住吉第9	1	S60	6	65			継続活用	
40	住吉	南住吉第9	2	S59	7	69			継続活用	
40	住吉	南住吉第9	3	S59	7	69			継続活用	
40	住吉	南住吉第9	4	S59	7	83			継続活用	
40	住吉	墨江	1	H13	3	36			継続活用	旧府営住宅
40	住吉	万代	1	H06	7	65			継続活用	

合計

1824

ブロック	行政区	住宅名	号館	建設 年度	階数	戸数	付属施設	併存施設 (管理対象外)	ストック総合 活用計画	備考
41	住吉	遠里小野	1	S63	5	30			EV単独設置	
41	住吉	遠里小野	2	S63	5	30			EV単独設置	
41	住吉	遠里小野	3	S63	5	30			継続活用	
41	住吉	遠里小野	4	S63	5	40			継続活用	
41	住吉	遠里小野	5	S63	11	178			継続活用	
41	住吉	遠里小野第2	1	H19	8	112			継続活用	旧府営住宅
41	住吉	我孫子西	1	S60	9	80			継続活用	
41	住吉	我孫子西	2	S62	4	16			継続活用	
41	住吉	我孫子西	3	S62	5	25			継続活用	
41	住吉	我孫子西	4	S62	7	63			継続活用	
41	住吉	我孫子西	5	S62	5	50			継続活用	
41	住吉	我孫子西	6	S62	5	25			継続活用	
41	住吉	我孫子西	7	S62	5	25			継続活用	
41	住吉	我孫子西	8	S62	5	25			継続活用	
41	住吉	我孫子西	9	S62	5	25			継続活用	
41	住吉	我孫子西	10	S61	5	25			継続活用	
41	住吉	我孫子西	11	S61	5	25			継続活用	
41	住吉	我孫子西	12	S61	5	25			継続活用	
41	住吉	我孫子西	13	S61	5	25			継続活用	
41	住吉	我孫子西	14	S61	5	25			継続活用	
41	住吉	山之内北	1	S61	5	25			継続活用	
41	住吉	山之内北	2	S61	5	25			継続活用	
41	住吉	清水丘	1	H18	9	63			継続活用	旧府営住宅
41	住吉	清水丘	2	H18	9	70			継続活用	旧府営住宅
41	住吉	南住吉第1	1	H12	7	55			継続活用	
41	住吉	南住吉第1	2	H09	12	140			継続活用	
41	住吉	南住吉第1	3	H06	14	143			継続活用	
41	住吉	南住吉第1	5	H12	6	95			継続活用	
41	住吉	南住吉第4	1	H03	11	44			継続活用	
41	住之江	住之江	1	H12	5	20			継続活用	旧府営住宅
41	住之江	住之江	2	H12	5	34			継続活用	旧府営住宅
41	住之江	住之江	3	H12	5	45			継続活用	旧府営住宅
41	住之江	西住之江	1	S56	5	30			継続活用	
41	住之江	西住之江	2	S56	5	20			継続活用	
41	住之江	西住之江	3	S57	5	20			継続活用	
41	住之江	西住之江	4	S56	5	30			継続活用	
41	住之江	西住之江	5	S56	5	20			継続活用	
41	住之江	西住之江	6	S56	5	30			継続活用	
41	住之江	西住之江	7	S56	5	20			継続活用	
41	住之江	西住之江	8	S56	5	30			継続活用	
41	住之江	西住之江	9	S57	5	40			継続活用	
41	住之江	西住之江	10	S57	5	30			継続活用	

合計

1908

ブロック	行政区	住宅名	号館	建設 年度	階数	戸数	付属施設	併存施設 (管理対象外)	ストック総合 活用計画	備考
42	住吉	我孫子	1	H01	7	63			継続活用	
42	住吉	我孫子南	1	H07	5	24			継続活用	
42	住吉	我孫子南	2	H03	14	148			継続活用	
42	住吉	我孫子南	3	H05	14	114			継続活用	
42	住吉	我孫子南	4	H06	5	20			継続活用	
42	住吉	我孫子南	5	H10	14	56			継続活用	
42	住吉	我孫子南	6	H03	8	74			継続活用	
42	住吉	我孫子南	7	H03	8	114			継続活用	
42	住吉	我孫子南	8	H01	7	108			継続活用	
42	住吉	我孫子南	9	H07	14	84			継続活用	
42	住吉	苅田	1	H02	12	59			継続活用	
42	住吉	苅田南	1	H19	6	53			継続活用	旧府営住宅
42	住吉	苅田南	2	H19	9	54			継続活用	旧府営住宅
42	住吉	苅田南	3	H19	9	141			継続活用	旧府営住宅
42	住吉	山之内	1	S63	8	64			継続活用	
42	住吉	山之内	2	S63	4	32			EV単独設置	
42	住吉	山之内	3	S61	7	61			継続活用	
42	住吉	山之内	4	S58	7	56			継続活用	
42	住吉	山之内	5	S58	7	42			継続活用	
42	住吉	山之内	6	S56	7	49			継続活用	
42	住吉	山之内	7	S54	5	25			継続活用	
42	住吉	山之内	8	S61	5	20			継続活用	
42	住吉	山之内	9	S61	6	48			継続活用	
42	住吉	杉本	1	H02	8	66			継続活用	
42	住吉	浅香	9	S54	8	56			建替(Ⅱ)	
42	住吉	浅香西	1	H24	10	39			継続活用	
42	住吉	浅香西	2	H17	9	59			継続活用	
42	住吉	浅香西	3	H20	9	35			継続活用	
42	住吉	浅香第2	4	S52	5	20			建替(Ⅰ)	貸付停止
42	住吉	浅香第2	5	S54	4	36			建替(Ⅱ)	
42	住吉	浅香第3	1	S49	7	56			建替(Ⅰ)	貸付停止
42	住吉	浅香中	1	H07	6	48			継続活用	
42	住吉	浅香南	1	S54	3	9	作業所		建替(Ⅱ)	
42	住吉	浅香南	2-1	H01	3	12			継続活用	
42	住吉	浅香南	2-2	H05	3	12			継続活用	
42	住吉	浅香南	3	S62	3	12	店舗		継続活用	
42	住吉	浅香南	4	S57	3	24			全面的改善	
42	住吉	浅香南	6	S57	3	21			全面的改善	
42	住吉	浅香南	7	S58	3	24			全面的改善	

合計

2038

ブロック	行政区	住宅名	号館	建設 年度	階数	戸数	付属施設	併存施設 (管理対象外)	ストック総合 活用計画	備考
43	住吉	苅田北	1	H13	13	142			継続活用	旧府営住宅
43	住吉	苅田北	2	H18	13	90			継続活用	旧府営住宅
43	住吉	苅田北	3	H18	13	104			継続活用	旧府営住宅
43	住吉	苅田北	4	H11	13	90			継続活用	旧府営住宅
43	住吉	苅田北	5	H11	13	103			継続活用	旧府営住宅
43	住吉	我孫子第2	1	H05	8	41			継続活用	
43	住吉	我孫子第2	2	H03	7	60			継続活用	
43	住吉	我孫子第2	3	H03	7	60			継続活用	
43	住吉	我孫子第2	4	H08	7	71			継続活用	
43	住吉	我孫子第2	5	H10	4	36			継続活用	
43	住吉	我孫子第2	6	H03	10	130			継続活用	
43	住吉	我孫子第3	1	H04	10	56			継続活用	
43	住吉	我孫子東第6	1	S61	5	30			継続活用	
43	住吉	我孫子東第6	2	S61	5	30			継続活用	
43	住吉	我孫子東第6	3	S61	5	35			継続活用	
43	住吉	我孫子東第6	4	S61	5	35			継続活用	
43	住吉	我孫子東第6	5	S61	5	45			継続活用	
43	住吉	我孫子東第7	1	S62	7	56			継続活用	
43	住吉	我孫子東第7	2	S62	8	89			継続活用	
43	住吉	我孫子東第7	3	H01	10	89			継続活用	
43	住吉	我孫子東第7	4	H01	6	104			継続活用	
43	住吉	我孫子東第7	5	H01	8	126			継続活用	
43	住吉	我孫子東第7	6	H05	10	107			継続活用	
43	住吉	我孫子東第7	7	H06	8	39			継続活用	
43	住吉	長居第2	1	S52	5	40			EV単独設置	旧府営住宅
43	住吉	長居第2	2	S54	5	50			EV単独設置	旧府営住宅
43	住吉	長居第2	4	S55	5	40			EV単独設置	旧府営住宅
43	住吉	長居第2	5	S55	5	20			EV単独設置	旧府営住宅
43	住吉	東長居	1	S63	7	83			継続活用	
43	住吉	東長居第2	1	H06	3	23			EV単独設置	

合計

2024

ブロック	行政区	住宅名	号館	建設 年度	階数	戸数	付属施設	併存施設 (管理対象外)	ストック総合 活用計画	備考
44	東住吉	公園南矢田	1	H02	3	12			継続活用	
44	東住吉	公園南矢田	2	H02	9	33			継続活用	
44	東住吉	長居東	1	H15	7	104			継続活用	
44	東住吉	長居東	2	H15	8	111			継続活用	
44	東住吉	長居東	3	H15	8	111			継続活用	
44	東住吉	南田辺	1	S63	5	30			継続活用	
44	東住吉	南田辺	2	S63	5	30			継続活用	
44	東住吉	南田辺	3	S63	5	20			継続活用	
44	東住吉	矢田	7	H15	4	15	店舗		継続活用	
44	東住吉	矢田	8	H05	4	15			継続活用	
44	東住吉	矢田	9	H18	4	44			継続活用	
44	東住吉	矢田住道第2	1	H08	4	31			継続活用	
44	東住吉	矢田中	1	H22	6	53			継続活用	
44	東住吉	矢田中	2	H24	7	41			継続活用	
44	東住吉	矢田中	3	H24	7	34			継続活用	
44	東住吉	矢田中	4	H30	5	39			継続活用	
44	東住吉	矢田中	8	S53	7	78			建替(Ⅰ)	貸付停止
44	東住吉	矢田中	9	S58	3	15			全面的改善	
44	東住吉	矢田中	10	S59	4	28			全面的改善	
44	東住吉	矢田部	1	H16	13	103			継続活用	旧府営住宅
44	東住吉	矢田部	2	H16	13	90			継続活用	旧府営住宅
44	東住吉	矢田部	3	H18	14	68			継続活用	旧府営住宅
44	東住吉	矢田部	4	H18	14	68			継続活用	旧府営住宅
44	東住吉	矢田部	5	S61	5	20			継続活用	旧府営住宅
44	東住吉	矢田部	6	S61	5	40			継続活用	旧府営住宅
44	東住吉	矢田部	7	S61	5	10			継続活用	旧府営住宅
44	東住吉	矢田部	8	S59	5	20			継続活用	旧府営住宅
44	東住吉	矢田部	9	S59	5	20			EV単独設置	旧府営住宅
44	東住吉	矢田部	10	S59	5	30			EV単独設置	旧府営住宅
44	東住吉	矢田部	11	S59	5	30			継続活用	旧府営住宅
44	東住吉	矢田部	12	S59	5	30			継続活用	旧府営住宅
44	東住吉	矢田部	13	S59	5	30			継続活用	旧府営住宅
44	東住吉	矢田部	14	S59	5	50			継続活用	旧府営住宅
44	東住吉	矢田部	15	H21	8	55			継続活用	旧府営住宅
44	東住吉	矢田部	16	H21	8	55			継続活用	旧府営住宅
44	東住吉	矢田部	17	H23	6	83			継続活用	旧府営住宅
44	東住吉	矢田北	1	S61	3	6			EV単独設置	
44	東住吉	矢田北	2	S62	4	16			EV単独設置	
44	東住吉	矢田北	3	S61	4	16			EV単独設置	
44	東住吉	矢田北	4	S62	4	24			EV単独設置	
44	東住吉	矢田北	5	H06	4	24			継続活用	
44	東住吉	矢田北	7	H01	3	15			EV単独設置	
44	東住吉	住道矢田	1	H30	6	136			継続活用	

合計

1883